

令和5年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和5年 12月 5日

本日の会議 令和5年 12月 6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

2番 藤田明美議員	3番 岡田義晴議員	4番 八木亮三議員
5番 松林敏議員	6番 西田健議員	7番 浦川圭一議員
8番 中村美穂議員	9番 安部都議員	10番 金子恵議員
11番 山口憲一郎議員	12番 堤理志議員	13番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

1番 堀 真 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 任	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	宮崎伸之君	健康保険部長	森川寛子君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	山本昭彦君	教育委員会理事	鳥山勝美君
総務課 長	荒木 隆君	秘書広報課長	大山康彦君
地域安全課長	山口聡一朗君	政策企画課長	中村元則君
財政課 長	北野靖之君	税 務 課 長	和田 弘君
産業振興課長	永石大祐君	福祉課 長	川内佳代子君
こども政策課長	宮司裕子君	介護保険課長	村田佳美君
上下水道課長	高橋庸輔君	教育総務課長	久原和彦君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時58分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、竹中悟議員の①中小企業者・小規模企業者の事業継続支援対策について、②複合施設建設についての質問を同時に許します。

13番、竹中悟議員。

○13番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。久しぶりに1番バッターで質問をさせていただきます。早速質問に入らせていただきます。1番、中小企業者・小規模企業者の事業継続支援対策についてお尋ねをいたします。昨今の世界情勢を起因する原材料費や光熱費、燃料の高騰で企業経営は行き先が見通せず、特に中小企業・小規模企業にとりましては、事業の継続すら危ぶまれる厳しい経営状態が続いております。それに加え本町では人口の社会減が顕著である現状を踏まえると、このままでは経済・雇用状況の両面から産業基盤が強い地域との格差拡大に拍車がかかるばかりではなく、地域経済の衰退を招くのではないかと危惧をしているところであります。本町における企業への優遇策としては、新規に立地を考えている企業には条例等で助成金や奨励金制度が設けられ施策が推進されておりますが、すでに町内で事業を展開している企業には国による新たな取り組みへの資金援助は見られるものの、既に経済力が削られている状況の打開策となるような根本的な資金支援策はなく、ほとんどの事業者が疲弊している状況から脱し切るためのすべを見出しておりません。経営者も効率的な事業経営に努め経営改善を図っているところでありますが、近年の状況は企業努力で対応できる範疇を超えており、これからの事業継続について大きな危機感を抱かざるを得ないところであります。そこで中小企業者・小規模企業者の事業継続策として、町の考え方をお尋ねをいたします。①町内在住者の雇用にかかる継続的な雇用助成金制度の設置についてお尋ねをいたします。2つ目、事業継続奨励金制度の設置についてお尋ねをいたします。3つ目、水道、下水道の大口利用者に対する料金優遇制度の設置について、この3点をお尋ねをいたします。

大きな2番目といたしまして、複合施設建設についてお尋ねをいたします。今回の複合施設は、図書館、健康センターの2施設に、災害時の避難施設および危機管理備蓄の3施設としての機能を持ち合わせた複合施設と認識をしていますが、図書館建設ばかりの検討が目立ち他施設の構想が見えません。複合施設の基本的な考え方をお尋ねをいたします。①今回の複合施設の建設費用はいかほどになるのか、お尋ねをいたします。2つ目、財政計画は万全なのか、お尋ねをいたします。3つ目、このプロポーザル落札につきましては、6月の定例会でも私が質問いたしました、まだ違和感を持っておりますので、再度質問をさせていただきます。4つ目、落札業者の会社概要についてお尋ね

をいたします。5つ目、建設予定地に対する環境、アクセス、駐車場、そして、その他についてお尋ねをいたします。以上、質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会第1番目の質問者であります竹中議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず1番目1点目でございます。中小企業・小規模企業者の事業継続支援対策という大きな項目の中の一つ、町内在住の雇用にかかる継続的な雇用助成金制度の設置ということでのお尋ねでございます。本町における雇用に関する助成制度といたしましては、長与町企業立地促進助成金および長与町工場等設置奨励条例に定める奨励金の制度を設けておりますが、どちらも町民の雇用を要件として事業が軌道に乗るまでの初期投資、いわゆるスタートアップに対し支援を行っているところでございます。議員ご提案の継続的な雇用助成制度でございますが、町におきましては、中小企業者の支援につきましては自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し実施したいと考えておりまして、今般の物価高騰等につきましては国からの交付金を活用し、雇用も含めた事業者の支援を検討しているところでございます。

2点目の事業継続奨励金制度の設置というご質問でございます。中小企業者、小規模企業者の事業継続策でございますが、国におきましては、中小企業信用保険法に基づく制度といたしまして、経営に支障を来している中小企業者に一般の保証限度額とは別枠で保証を行う、いわゆるセーフティネット保証制度、これが設けられております。また町におきましては、小規模企業者の経営に必要な運転資金および設備資金の融資を受けられる制度といたしまして、長与町小規模企業振興資金融資制度、これを設けております。その利子補給および保証利率の補給を行っているところでございます。また税制面での支援制度策といたしまして、先端設備等導入計画という制度もございます。計画の認定を受けた中小企業者が生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援する制度でございます。取得した固定資産税の課税標準を3年間2分の1に軽減し、さらに賃上げ方針を従業員に対し表明した企業につきましては、最長5年間3分の1に軽減をいたしているところでございます。事業継続奨励金制度の設置につきましては、資金面、税制面におきまして既に制度を設け、支援をしているところでございます。長与町小規模企業振興資金融資制度につきましては、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた弾力的な運用をいたしておりますので、事業者の皆さまに幅広く周知をいたしまして、活用をしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。続きまして3点目の水道、下水道の大口利用者に対する料金優遇制度の設置でのお尋ねでございます。大口利用者の方々には多くの水を利用いただくことによって、水道事業、下水道事業を支えていただいている面がございます。そのような利用者の方々には一定の配慮をという考えは理解をするところでございますが、水道事業、下水

道事業とも人口減少による料金収入減少の兆候がすでに出てきておりまして、そのような状況の中、現時点で料金収入の減少につながる優遇制度を設けるのは、難しいのではないかと考えているところでございます。

続きまして大きな2番目、複合施設建設についてのお尋ねでございます。1点目の今回の複合施設の建設費用はいかほどになるのかというご質問でございます。建設費用といたしましては、本体工事、電気・空調設備などの工事費、外構費などで20億3,000万円を見込んでおります。また、設計費や監理費なども加えまして、概算事業費の合計といたしましては、おおよそ22億3,000万円と見込んでおります。複合施設整備基本計画にお示ししております概算事業費につきましては、令和4年12月の計画策定時におきまして、物価上昇などを推計した試算となりますので、今後実施設計におきまして、事業費の詳細な積算を行ってまいります。その中で想定を上回る資材等の高騰が起るような場合につきましては、現在予定をしております概算事業費の範囲で調整が可能な部分は、できる限り設計内容の調整を行うことで対応してまいりたいとそうように考えております。2点目の財政計画は万全かというお尋ねでございます。前述の事業費見込みにつきましては、計画策定時点で見込まれる物価高騰、あるいは人件費等の増額も一定考慮しながら積算を行っておりまして、整備計画の範囲内で事業を進めていくことを第一に考え遂行しているところでございます。また財源の確保につきましても、一般財源の負担を軽減できるように、利用可能な国の制度等につきまして引き続き情報収集や研究を進めてまいりたいと考えております。3点目のプロポーザル落札内容についてのお尋ねでございます。長与町新図書館等複合施設設計業務に係る公募型プロポーザルにおきましては、実施要領にございますとおり1次審査および2次審査の2段階形式として審査を行いました。令和5年1月16日にプロポーザルの公告を行い、41社の応募があったわけでございます。令和5年2月24日の1次審査におきまして、設計業務実績、技術職員、資格、体制、そして提案をもとに審査委員会におきまして、書類審査、評価を行い、全審査委員の合計評価点の上位5者を選定をいたしました。また、令和5年3月19日の2次審査では、長与町民文化ホールにおきまして、町民の皆さまにも傍聴をいただきながら技術提案書をもとに公開プレゼンテーションおよび対話審査を行い、全審査委員の1次審査と2次審査の合計評価点が最も高い1者を優先交渉権者として特定し、2番目に高い1者をその次点交渉権者として特定をいたしましたところでございます。令和5年4月13日には、優先交渉権者でございます株式会社スターパイロットと契約を結んだところでございます。契約内容につきましては、業務委託料として基本設計、実施設計を合わせまして1億2,005万4,000円、履行期間は令和5年4月13日から令和6年8月30日でございます。4点目の落札者の会社概要についてのお尋ねでございます。落札者であります株式会社スターパイロットは、東京都目黒区に事務所を構え、個人経営の設計事務所（アトリエ系）として公共空間のデザインなどを多数手掛けており、2015年には、グッドデザイン金賞を受賞するなどの実績を持

つ会社でございます。5点目の建設予定地に対する環境、アクセス、駐車場、その他についてのお尋ねでございます。建設予定地の環境につきましては、周辺に長与町役場のほか学校や商業施設などが近接している町の中心部であり、各方面から訪れやすい立地となっているところでございます。次にアクセスでございますが、これまでハード面も含めてさまざまな検討を行ってまいりました。まず公共交通面におきましては、バス事業者にアンケート調査による利用者見込み数などを提示し、小型の路線バス乗り入れの可能性について協議を行っている他、開館時の混雑解消も視野に現在の図書館近辺から複合施設への輸送も検討をしております。特別委員会におきまして、ご提案を頂きましたエレベーター等の設置につきましても検討を行ってまいりましたが、初期費用、そして維持管理費も高額となることから現在のところ断念をしているところでございます。また、長与中央橋側からの歩行者のアクセスにおきましては、階段の整備を計画しております。階段はバリアフリー法の基準にも適合させ、上りやすい形での設計を進めております。段数は現在97段を予定し、踊り場にはベンチを設け、歩行者が休息したり眺望を楽しんだりすることもできるようにしたいと考えております。駐車場につきましては、おおよそ120台を確保する予定としております。その他にも施設の外周は誰もが自由に行き来できるようにし、施設の周りに植栽や歩道、ベンチを整備することで来訪者がくつろげる、そして、健康ウォーキングに活用いただくなど、にぎわいのある場所をつくり出せるようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

それでは再質問をさせていただきます。この企業の雇用対策につきましては、今聞く限りではほぼゼロ回答ということだったと思いますね。それはやはり長与町の財政力を考えると0.66か0.67ぐらいですね。そうすると単独で行うのは非常に厳しいという状況は、私も理解はいたしております。ただ、よその今特にテレビでよくあってますけど、他の行政体は何か1つの目玉を持って、例えば要は給食の小学校、中学校が無料であるとか、そういう特異性を持ったまちづくりを今やってるわけですね。長与町で一番今欠けているのは、この商業それから企業の方々非常に疲弊してるということが一番大きな問題だと思うんですね。町長がまずはじめに当選をされたときには、幸福度日本一のまちをつくるということで私も非常に期待をしていたわけですね。今からまだ頑張っていけるんでしょうけど、その中でやはりこの企業ということも十分に目標として置いておくべきだと思うんですね。長与町にはシーボルト大学とか、そういうところで今度は官民の要はセキュリティーセンターなんかもできてますし、環境はそろっているんですよ。ですからその中で後ろから背中を押してくれる行政が、やはりどういう対策をつくるかということは非常に大切なこと、私はそのように思ってます。ゼロ回答の中でも一つ今私もちょっと聞いた中では、長与町の小規模企業振興資金融資制度ですか、

これは長与町、これは時津町にはないですね。これを今制度として作っておられるという事でございますので、この件を少し詳しくもう一度ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

長与町小規模企業振興資金融資制度につきましては、町長答弁にもございましたが、小規模企業者の経営に必要な運転資金および設備資金の融資制度で2%の利率で融資を受けられ、町が0.5%を補給しているという制度でございます。また保証料につきましても保証協会において1.9%から0.45%の区分がございますけれど、そのうちの50%を町の方で補給をしております。制度の具体的な仕組みとしましては、町内に支店がございます銀行を取扱金融機関と指定しまして、資金を預託させていただいて、その預託資金の3倍の額を振興資金として対象の企業の方に融資をするというもので、現在の融資限度額が1業者当たり500万円、融資の期間を5年間とさせてもらっております。現在の貸し付け、10月末の貸し付けの状況としましては、預託金が3,000万円、融資の可能額が9,000万円、融資の件数が16件、融資の金額が4,890万円で、貸し付けの残高が3,382万2,000円となっております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

今、話をする限り要は金利の結局補助ということみたいですが、これは非常に大切なことなんですね。元金よりも金利を払うというのは非常に企業にとっては厳しい状況であります。町からこれを担保金をもう少し増やして、そして増額してこの制度を企業に広くやはり、これは多分商工会を通じてやってると思うんですけど、行政としてもっと広く告知をするということは私は必要だと思うんですね。この辺については行政としてはどういう働きをされてるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

担保金につきましてはの件ですけれども、現状としましては融資金額が融資可能額の約半分程度となっております。預託金の増額という面では、件数や融資の金額の状況を踏まえて金融機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。制度の周知につきましては商工会を通じてますので、商工会の会員の企業につきましては、商工会の方から通知をさせていただいております。会員以外の企業者の方は、現在の町のホームページに掲載をするということでしか周知ができておりませんので、このあたり企業の方に広く周知をするという点では今後広報紙の掲載だとか、ホームページについてもちよっ

と分かりやすくリニューアルをしたり、取り扱いをしていただいている金融機関を通じた取り組みだとか、商工会とも今まで以上に連携を深めて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

この金利の制度というのは非常に大切なことですので、商工会に所属していない会社ですね、これはたくさんあると思うんですよ。ですからぜひこのことを周知するように努力をしていただきたい。回答は結構です。それから3つ目、この水道事業ですね。水道、下水道の事業の収入減は私も委員会で30年ほどずっと見させていただいておりますので、理解はいたしております。しかし料金の形態を見ますと、これは大口の利用者の単価が民間と反比例して高くなってるんですね。物を買うとき民間であれば多く使えば料金安くなるんですね。しかしながら、要は公営企業の水道事業は高くなるんですよ。非常に使いにくいですね。これはあくまでも水道事業は要は水道法がありますので、長与町だけでやれというのは、なかなか厳しい状況ということは私もよく分かってます。しかし旧態依然のこの料金になってる制度を何とかやはり少し改善をして使いやすくするということで、そうすれば水の量も増える可能性も十分あるんですね。その辺については、すぐ変えなさいとかいうのはなかなか難しいと思うんですけど、どういうお考えを持ってるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

現在の料金体系は、基本料金と従量料金とで構成しております二部料金制を採用しております。この従量料金につきましては、議員ご指摘のとおり単価が使用料の増加に伴いまして増加、高額となっていく逓増型体系となっております。これは拡張時代の投資費用を大口の利用者の方に多く負担いただくとともに、使用水量の抑制を図ることを目的として設定されたものでございます。しかしながら給水人口および有収水量が減少しておりまして、そして、核家族化の進行等によりまして小口の利用者の方が増加しているといった時代に変化してきております。今後はこういった水需要の構造の変化につきまして、適切に対応していく必要性は感じているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

やはりどっちを取るかということなんですけどね。やはり多く使う人はそれだけの優遇をしなくちゃいけないし、安くなるというのはこれはもう世の中の常なんですよね。その辺は水道法というのがやっぱりこのがんじがらめでありますからなかなかここで回

答は難しいと思いますが、今後ぜひ改善をしていただきたいと思いますね。

それでは複合施設に入りたいと思います。この複合施設の質問は私もちょっと家で考えたんですけど、全部やると3時間ぐらいかかるんですね。だけど今34分しか残っておりませんので、アウトラインをちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。一番はじめに登壇して私が申しあげましたように、図書館ばかりの要は論争を私たちは聞くわけですね。そして健康センターであるとか、要は備蓄のものであるとか、この3施設の合築を今度は造るわけですから、やはりこれに対して基本的な構想がやっぱりあってははずなんですね。この辺についてこの3施設の合築に対しての基本的な構想を、これ町長の方から一つお答えいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今竹中議員おっしゃるところの新しい複合施設の建設予定地というのはご存じのとおり、この役場等々、行政施設、あるいは大型医療機関、またショッピングモール、大型商業施設、そして教育保育施設など全てが集まっているというような長与町の中央市街地の中で非常に主要な機能が集積するところであると。そこにこの複合施設ができるわけでございます。複合施設は合築することによって多くの方々の往来があるということと、そして、既存のいろんな施設があるということで町の1丁目1番地ではないかと位置付けております。そして、図書館とこの健康センターの合築化することによりまして、さらに交流機能を合わせ持ち多様な人々が集まり交流が生まれる拠点として、いわゆるにぎわいづくりの装置としての機能を有する施設という構想でございます。ちなみに広い駐車スペースを持つことによって、町内外から多くの方々がお越しいただくということ、そしてまた災害時におきましては、避難所としての活用もできるということでございますので、当施設が本町が今標榜しております子育て、教育、健康づくり、遊び心の一翼を担って幸福度日本一の町のランドマークとなることを目指して、この施設を造ってまいりたいとそのように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

基本的な構想は理解いたしました。私もこれが一つの大きなこの中心となることを望んで造っておられるということも私は期待をしております。それでは中の細部についてちょっとお尋ねを、これは今度は担当になると思うんですけどね。先ほど申しあげましたように、複合施設でありながら図書館以外のパブリックコメントとか、それからワークショップなんか果たしてあってるのかどうかですね。この登壇して申しあげましたように図書館ばかり表に出てきて、もう図書館というのはもう2回検討委員会というのができましたね。それはインターネットとかいろんな部分で私たちの方にも情報は

入ってます。ただ健康センターにつきましては、ほとんど情報は入ってないんですよ。私たち特別委員会をつくってますので、この特別委員会で企画財政部長は10回ほどのいろんな形で協議を行ったという話をさせていただいたんですが、私たちとしては一切その内容が分からない。何で公表をしないのか、その辺についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

健康センターの基本計画も含めまして、現在複合施設のパブリックコメントなども含めた形で長与町ホームページ内に新図書館等複合施設、図書館、健康センター整備事業としてページを設けております。整備基本計画の策定や設計プロポーザル、基本設計に関する情報なども掲載し、随時更新を行っているところでございます。掲載している場所がちょっと分かりにくい点もございましたので、現在は基本設計のパブリックコメント中でもございますので、該当ページへリンクするアイコンをトップページの方に作成したところでございます。また検索しやすいように該当ページの表題を工夫するなど、皆さまに分かりやすい情報発信に今後は努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

私はその先ほどの回答の中で建物の金額が今後これを質問するわけですけど、20億円をかけて図書館だけということであれば私は反対です。しかしながら複合施設としての機能を持つということであれば、それはいいことだと思っています。図書館は反対ということではなくて、それだけのお金をかけて図書館ばかりということであれば反対ということです。それでは今度は建設の建設費についてに参ります。私の関連する会社も今年の春、一応立案しまして建物を建てさせていただいたんですね、規模がもう小さいんですけど、11月に完成したんですけど、予想よりも大体3割ぐらいの価格が上昇いたしました。それで先ほどその令和4年の数字の中で要は複合施設の建設の金額は見込みであるということで回答がありましたけど、もうこれはこの金額で万全なのか。私たちもこの3割っていうのは、2割ぐらいまで予想してましたけど、3割というのは私たちの会社は予想していませんでした。しかしながら3割、下手すればもっと上がる。ですから途中をいろんな形で削ったりして3割まで抑えたわけですけど、この2年先の建設ですよ。これを令和4年ぐらいでつくったものでできるのかどうか。そしてこの建物を建てる中で、もしそれ以上オーバーすると建設を延ばすとかそういう金額の上限は考えておられるのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長与町新図書館等複合施設整備基本計画策定時におきましては、令和4年9月時点で把握している直近の平均単価から単価の上昇を推計した上で建設工事費を設定しております。想定を超える物価上昇があった場合などにつきましても建設資材のコスト削減に努めるなど、予定している概算事業費の額の範囲内で調整が可能な部分は、できる限り設計内容の調整を行うことで現在対応したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

あまり回答になってないんですけど。要は私が言ってるのはあまりかかりすぎると少し時期を延ばすのかどうかということなんですけど。その辺についてはこれが大体20億円が建物で、設計入れて22億3,000万円ですね。この建設の中にはプロポーザルの設計を別にして、20億円の中の内容について電気工事をやるとか、躯体とか外構であるということで話を頂きましたけど、そうすると書物とか、いろんな備品とか、そういう部分については、どれぐらいの金額になるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

現在は書架などの備品やシステムに係る費用なども備品購入費として、建設費用に含める形で費用を計上しております。書籍につきましては例年計上する費用となりますので建設費用には含まれておりませんが、開館時の前年度から予算を増額する予定としております。書籍の購入費用につきましてもいろいろと他にも検討しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

次に財政の計画なんですけど、今財政におきましては、うちの方もかなり厳しいんですね。教育振興基金が昨日の全協の中で、7億9,700万円ということでうちの監査から報告ありましたけど、これとあとは起債処理だと思うんですね。これについて教育振興基金につきましても全額をこの図書館に使うということは私はできないと思うんですね、要はね。だから今の起債残高153億円ぐらいですかね。この金額と内容について、この教育振興基金を今からどうせ上乗せをずっとしていくんでしょうけど、どの程度が使えるのか財政計画において、それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

教育振興基金につきましては、議員がおっしゃられたように今4年度末現在で約8億、7億9,700万円ほどございます。これにつきましても図書館に限らず公共施設等の整備等もございますので、計画的に積み立てをさせていただいておまして、3年度に1億円、4年度には3億円積み立てをさせていただいております。そして財政調整基金につきましても5年前と比較すると、だいぶ積み立てを計画的にさせていただいております、いろんなことに対応ができるように準備をしているところです。そして地方債の部分につきましては今現在高が130億円ほどございますけれども、平成29年と比較をしまして約10億円ほど削減ができております。これはやはり借入れ額と返済額をバランスを取るように毎年毎年丁寧に予算を計画をさせていただいております、借金の方は緩やかに減少して今貯金の方が緩やかに増加をしているというところで、健全な財政を保っているというような状況です。今後その複合施設の建設であるとか、まだまだ大型施設の改修等もございますので、そういったところに向けて健全財政については十分にシミュレーションを取りながら、今回のこの複合施設につきましても想定した中で一応22億3,000万円の中で調整をまずは図っていきたくと。どうしてもその想定を超えて上がっていった場合には、資金の方を基金の方をちょっと活用させていただく、もしくは財源調整をさせていただくというところで検討しているところです。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

この財政につきましては、あと図書館については国の補助というのはいまありません。そしてあと健康センター、あと備蓄の危機管理に対する分についての国からの補助金というのは、検討されておられるのかどうかお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

図書館同様健康センターの施設整備につきましても、今現在国の補助金というのはいまありません。有利な起債の方を検討しているというところになります。備蓄関係については災害関係の方も補助金がメニューが幾つかございますので、そちらの方も合致できるものがないかというところで研究をさせていただいているという状況で、確実にこれを使えるというのが今のところまだ探している状態というところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

有利な起債の使用ということは分かるんだけど、これはもう借金ですからね、いろいろ言ってもね。借金は借金で返さないといけないわけですから、もうその辺の管理をしっかりやっていただきたいと思っております。それではあとこのプロポーザルについてお尋

ねをいたします。このプロポーザルの落札価格が1億2,050万円ですか、先ほど言われましたけど、これについて基本構想、基本設計、実施設計というのが、この3つがこれに入ってると思いますけど、もうこれ落札終わってますから、それぞれの金額を示していただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

設計費の内訳につきましては、基本設計が約3,000万円、実施設計が約9,000万円、合計で約1億2,000万円となっております。積算におきましては、国土交通省が示す基準である告示第98号により施設の用途に応じて設計額を積算しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

もう今要は3,000万円と9,000万円とトータル1億2,000万円ですね。あとは今度は監理費というのが出てきますね。これは特別委員会では3,600万円という報告がありました。そしてまた随意契約との回答だったと思いますが、この金額に間違いありませんか。私がなぜこれを申し上げると言いますと、この実施設計に対する前はこの金額による監理費というのが算出されていたんですけど、現在は容積面積でこの監理費というのが出るというふうに、いろんな省庁であるとか設計事務所の方から聞いております。この数字からすると低いような感じがしますが、実際このプロポーザルの1億2,000万円というのが非常に高いなと思ってんですけど、これに対しての監理費の3,600万円は少し安いのではないかなど。これで間違いはないんですか。あとから結局いや高くなりましたということを私たちは認められませんよね。そういうことでお答えいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず契約方法につきまして、特別委員会への説明時に随意契約を考えている旨のご説明をいたしました。現在は競争入札も含めて検討しているところでございます。今後庁舎内で十分に協議を行った上で決定していきたいと考えております。金額につきましては議員ご指摘のとおり現予定額を上回ることも想定しておりますが、今後の人件費単価の高騰等も踏まえ実施設計を行っていく中で、工事費の積算と合わせて詳細な積算を行っていきたくて考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

私たちが私たちの議決権というのは、今後建設に関わる部分しか携われないんですね、要はね。設計の部分であるというのは随意契約というのは、みんな私たちの要は可決は要らないわけですよ。しかしながら私たちが建設をその可否をやっぱり考えるときには、当然その前後の分も考えながら賛成なのか、否決なのかということ判断しなくちゃいけない。そうしますと今の結局状況での話をちゃんと私たちが頭に入れとかなないと、そのときに判断がつかないんですね。ですからその辺についてはしっかりと数字を、特別委員会も今後もありますので、あんまり言うと越権行為になりますから私はこの辺でやめておきますけど、それについては数字としてはしっかりと出していきたいと、そのように思ってます。それからあとこの地元業者育成という形の中で、先ほど随意契約じゃなくて競争入札をするというふうにおっしゃられました。私はそれが正解だと思います。そうすると競争原理が働いて安いところを取る。それとその中でもうこの4番目にも入るんですけど、現在関東の業者が今取っているんですね。工程会議をするときには、長崎県では2週に1回の工程会議は義務付けられていますね。そして週に1回やるのが理想であると、そういうふうな言い方をされてます。この関東の業者で、そこまで来れるのかと。それと色々な結局工程の中では、色々なトラブルとか、変更とかが出てくるはずなんです。特にこの物価が上昇してるということであれば、それは結局変更なんか随分出てくると思うんですよ。それを対応するときにはその監理が非常に大切になってくる。この関東の業者で、何人ぐらいその一般の1級の人が10人か20人いらっしゃるかどうか分かりませんが、対応ができるのかどうかというのは非常に私は心配なんです。それと同時にプロポーザルの中で長崎の業者と要は結局契約をしてやるということが書いてありました。そうすると別に関東の人が要は実施設計、その基本設計がもう済んでるわけだから、監理は長崎の地元の業者でやらしていいと思うんですよ。それをよく頭に入れとってください。それから今申し上げた中でこの会社の内容についてですけど、資格者が何名いらっしゃるのか参考までにお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

現在3名の方が1級建築士として登録してるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

関東の業者のことをいうわけじゃありませんけど、3名といたら長崎の中小企業ぐらいよりも少し低いぐらいの所の会社ですね。しかし有能なあれを持ってたわけでしょうからそれなりに評価をされたんでしょうけど、この中でプロポーザルの内容の中で、地元業者育成のためのこの言葉が出なかったのかどうか。要は結局41社の中で5社選

ばれた。その5社を選ぶときに委員長がこれも何か東京の方らしいんですけど、この方が長崎について長崎の業者とかはいいんでしょうかねというそういうふうな、地元業者育成の話は出なかったのかどうか。それについてはこれはもう副町長、教育長が出席されておりますので、その辺について内容が分かれば教えていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今のご質問については、その会議の中ではそのような話はなかったと記憶しております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

それはやっぱり地元業者育成ということで、こちらの5人の中に副町長と教育長もおられるわけだから、当然地元業者育成の話もあって然るべきだと思うんですよ。なかったというのは他人事じゃない。要はその委員である副町長、教育長が言うべき言葉ですよ。お分かりですか。長与町の業者がもうみんな長崎に出て長崎の振興局内に出てるんですね。地元というのは長崎振興局ということで私はもう今考えてるんですけど、町内自体はもういらっしやいませんからね。それはやはり行政がそれだけのことをかわいがっていないからみんな出ていくんですよ。そうすると固定資産もなくなる。事業税もなくなる。だから町に対する税金も何もなくなってしまうんですよ。だから地元業者育成というのは必ずやらなくちゃいけない。今度建物を建てるときにも必ずそれを文書に入れていただきたい。そういうことを一応要望します。それから時間もあと10分ぐらいですから、今回の建設において、話によりますと、CLTの木材を使うというふうに聞いています。このCLTというのは、私たちの素人の考え、話を聞く限りでは非常に高い。そして技術も要するというふうに聞いてます。今の落札された業者の方がこのCLTに対する実績がどれぐらいあるのか、それについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今回の複合施設におきましては、耐火木造として建設をする予定としております。設計事務所としては耐火木造の建築としては今回が初となりますが、協力会社を含めた設計チームとしては、耐火木造の建築実績を持つ構造技術者が参加しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

そうすると今の方々は実績はないということですね。ただ他にいろんな優れた部分でこれを採用されたと、そういうことだというふうに理解をしておきます。それと一つ、このプロポーザルの中において、この地域は高台にあるわけですよ。この開発は榎の鼻土地区画整理事業ということで、これを造られた団地の中にあるんですね。中に公用地として要は1つ造ったんですね。だからこの場所を提案をされるときに、当然この榎の鼻土地区画整理事業の構想を頭に入れながら、要はこれを結局プロポーザルを作るといのが私は基本だと思うんだけど、そのプロポーザルの要旨を読むと、そういうのは一切入ってないんですね、要はね。今の図書館用地というのは、何のために造ったかというのは、これ長与小学校を結局あそこに建てかえるつもりで購入したんですよ。だから要は階段があってもその子どもたちだから大丈夫だと。だからこれは要は結局5点目にもう入ってるわけですけど、だから弱者に対してのことは、ほとんど考えられていなかった。その辺の構想もなく結局このプロポーザルというのがされている。そしてプロポーザル内容で一番私も頭にきたのは、長与市と書いてある。長与は町なんですよ。こういうことも知らないでプロポーザルがよくできるなと思って、ちょっとした印刷ミスかなと僕も今のところ思っているんだけど、それについては非常にこのプロポーザルっていうのは、私は今回の入札結果というのはあまり合点がいかない。もう済んだことですけどね。もう済んだことをいろいろ言っても一緒だけでも、そういうのをよく言い含めていただいて実施設計に入っていたらいいかなと、それは結局関東並みの環境の中で話をされても、私たちの環境は取り入れられないわけだからね。その辺については要望しときます。それから最後にこのアクセスとか、そういう部分についてお尋ねをします。アクセスとしてはバス会社の話し合いというのを先ほど町長の方から言われたんだけど、要は皆さん方もご存じのとおり2、3カ月前、もうこれはもうバス会社はつきり言っているんだけど、バス会社としては長与の路線を減らすと。これは運転手の不足であるとか、そういう環境、経営の問題、営利企業ですから当然マイナスになることはバス会社としてもやらない。ですからその中でどういう話ができているのかですね。たぶん私は難しいと思うんですよ、このバスについてはね。だからあまり期待を持たせるような話をされない方がいい。もう経営状態の今のバス会社の経営状態との方針から見れば、長与の方はバスは削減するんですよ。もちろん話し合いで何とかしていただきたいってお願いはしなくちゃいけないけど、期待はあまりできないですね。そうするとその期待をできない中で、先ほど役場からその現地までシャトルバスみたいなものを出すような話をされたんですけど、これをちょっと具体的にお話しただけですか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

バス事業者の協議におきまして議員ご指摘のとおり増便については現在のところ難しいようございますが、図書館利用者、健康センター利用者および北陽台高校の学生へ

のアンケート等を踏まえて参考資料としてバス業者と協議を行っているんですけども、高校生の利用で見込まれるバス利用者のニーズの変化ですね。バス停を利用する形が変わっていくとか、それからアンケートで最も意見の多かったミニバスの乗り入れという現在の路線に、複合施設の経路を追加する形においては一定の利用が見込まれれば実現できる可能性もございますので、この点につきましては引き続き協議を行っているところでございます。あと輸送につきましては、現在公用車の活用や送迎車の車を借り入れての運行を想定しています。運転業務につきましては、委託なども含めて検討しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

非常にあやふやな回答であったと思います。バス会社としてはそれは結局さっき言ったよう営利ですから、それはどんどん話し合いを進めていただきたいと思います。ですから要は結局先ほど申しあげましたように、この地域は当初西田公園の所からエレベーターで直角に上げて、そして道路も面積も土地も張り出して、土地を広くするというような計画があったんですね。そういうのが全く私はさっき言ったように生かされていないと。そうすれば駐車場も120台じゃなくて200台以上結局停めれる。要はのり面を利用するということですからね、そういうふうなことで採算性は出てくるんですよ。だからエレベーターを使ってそして上げてもその採算は出てくるという中で、この榎の鼻というのは開発をされていたわけですね。ですからそういうのは、全然結局この中に入っていないということです。その辺も含めまして実施設計に入るときには提言をしていただくと、そういうことだと思います。それとあとこの施設の管理の問題なんですけど、私は今このできたあとの管理を多分管理公社にお任せになるというふうな考えをお持ちだと思うんですけど、やはりこれは民活を入れて指定管理制度をとりながら有効に使うということがやっぱり必要だと思うんですよ。ここの中にはコーヒーショップであるとか、いろんな皆さんの集いの場所ができるわけでしょう。そうすると芝生広場一つにしてもこれははっきり言って管理公社だけでは管理できない。専門家の方がやっぱりいらっしやらないとできないんですよ。だからその採算性を考えながら、それをやっていただきたいというふうに思いますね。これはもうあと3分しかありませんので、回答は要りません。それは要望して、極力金額を抑えて、そして皆さんが有効に使えるような施設を造っていただきたいと思います。要望して、これで終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時28分～10時40分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順2、八木亮三議員の①在宅福祉事業について、②福祉バスについての質問を同時に許します。

4番、八木亮三議員。

○4番（八木亮三議員）

皆さまおはようございます。早速質問に入らせていただきます。大きな1番、在宅福祉事業について。本町では、高齢者交通費・健康づくり助成事業として、70歳以上の人へ年額2,500円分のバス、タクシー券または入浴施設などの利用券を交付していますが、令和4年度の実績では、全対象者のうち案内はがきと利用券を交換した人は82.9%とのことですので、対象者のうち1,500人ほどは利用していないこととなります。令和2年の本町の要支援、要介護認定者の総数を見ますと1,813人となっておりますことから、この未利用者の中には外出が難しい要支援、要介護認定者も多くいるのではないかと推察されます。この交通費・健康づくり助成は、令和4年度に1,000円増額するに当たって全町民が対象の敬老祝金を減額、廃止していることから、外出が難しい、未利用者の高齢者にも、その代替となるような町独自の何らかの助成、サービスを用意すべきではないかと考え、在宅福祉推進のために以下質問いたします。また併せて、障害児者の在宅福祉についても伺います。（1）理美容は髪を切って清潔を保つだけでなく、身だしなみを整えることで張り合いやポジティブな気持ちが生まれ、外出意欲などにもつながります。高齢者の心身の健康のために、訪問理美容サービス利用の助成を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。（2）寝たきりの人にとっては特に寝具の衛生管理は重要であります。寝具の水洗いや乾燥、消毒等のサービスを実施できないでしょうか。（3）町地域生活支援事業に基づく障害者への日常生活用具給付の対象用具のうち、紙おむつは給付対象者が「脳原性運動機能障害による肢体不自由で便意、尿意の意思表示が困難であるもの」、要約ですが、とあります。脊髄性筋萎縮症など脳原性ではなくとも類似の症状を呈する障害は、当事者および保護者介助者の負担軽減のためにも柔軟に判断し対象者とすべきと考えますが、どうでしょうか。（4）5年度より医療的ケア児等訪問型レスパイト事業が開始されていますが、年間の利用上限が24時間、月にして2時間しかありません。福岡県では同事業21市13町で実施していますが、上限が48時間となっています。実際の利用者から利用可能時間を増やしてほしいという声を聞いていますが、検討できないでしょうか。

大きな2番、福祉バスについて。総務厚生常任委員会は10月、地域公共交通に関する調査のために大阪府島本町を視察いたしました。島本町は、町が主体となってマイクロバスをリース契約し、運転業務は別途委託するという形で高齢者、障害者、妊婦などに限定した無料の福祉ふれあいバスを運行しており、朝9時から17時頃まで町内を循環し、1日平均約100人が利用するという極めて利便性、実用性が高いものとなりました。無料送迎、白ナンバーですので運転手は一種中型免許で運転できます。また、燃料費などを含む年間の予算総額は700万円ほどということで、本町でも十分に検討

の余地があると考えます。平成28年に地域公共交通網改善計画を策定して以来、本町は地域公共交通を模索していますが、結局導入に至っていない現状に鑑み、一度考え方を転換し、島本町と同様に高齢者、障害者などに利用を限定し、主に買い物や通院を支援する福祉バスという形ででも導入してはいかがでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、八木議員のご質問にお答えさせていただきます。大きな1番目、在宅福祉事業についての1点目、訪問理美容サービス利用の助成の実施ということでございます。議員ご承知のとおり本町では、満70歳以上の方に対しまして、高齢者の外出の機会や健康づくりの場を確保し、社会的活動の参加の機会を増やし、高齢者の生きがいを高めるとともに、介護予防につなげることを目的といたしまして、高齢者交通費・健康づくり助成事業を行っておるところでございます。毎年約80%前後の方が交換されておりまして、高齢者の外出の機会の増加や高齢者の生きがいを高めることに寄与していると考えております。現在この助成券の種類は、バス、タクシーの交通費助成券と入浴施設や陶芸の館、町民体育館トレーニング室の利用などに使える健康づくり助成券がございます。役場窓口等に交換に来庁された高齢者の方から、使用可能施設の拡大についてのご要望もあり、今後種類を拡大する時期が参りましたら議員ご提案の訪問理美容につきましても研究をしてまいりたいと考えております。2点目でございます。寝具の洗濯乾燥、消毒等のサービスについてのご質問でございます。寝たきりの方にとりまして寝具は大切な生活空間の一つであり、感染症予防対策や床擦れ予防などに清潔な寝具が必要だと考えております。今後近隣市町の状況や、自宅で介護されている方々からの要望などを伺いながら進めてまいりたいと考えております。3点目でございます。障害者への日常生活用具給付対象用具のうち、紙おむつの対象者拡大についてのご質問でございます。障害者への日常生活用具の給付につきましては、長与町日常生活用具給付事業実施要綱に沿って行っておりまして、その中で紙おむつに係る給付対象者は議員ご承知のとおりでございます。現在この紙おむつの対象者の拡大につきましては、県内21市町の状況確認や保健所への対象者数の把握等をさせていただいているところでございます。そのような中で、事業の優先順位を鑑みながら検討をさせていただければと思っております。続きまして、4点目の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業についてのご質問でございます。医療的ケア児等レスパイト事業とは、医療的ケア児の看護のために指定訪問看護ステーションを利用する家族に対しまして、その利用に係る経費の助成を行うことにより、在宅の医療的ケア児の看護および介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的としておるところでございます。令和5年度からこの事業を開始するに当たりまして、実際に医療的ケア児の訪問介護を行うことができる事業所を把握し、時間数については

利用可能かについて協議を行っておるところでございます。また利用者のニーズにつきましても聞き取りを行い、年間24時間という上限を設定いたしております。利用者の方がこの事業を利用することで負担が軽減されることの必要性は十分理解をしておりますが、利用時間を増やすために必要な看護師の確保につきましては、今後も事業所と調整を行っていきたいと考えております。

続きまして大きな2番目の福祉バスについてのお尋ねでございます。まず本町の地域公共交通および高齢者、障害者施設施策へご提案を頂いております。誠にありがとうございます。この福祉バスにつきましては、内閣府をはじめ多数の事業が紹介されておりました、高齢者等の生活支援への取り組みとして運行されている自治体もございます。現在、本町における福祉バスは、社会福祉協議会が運行しております、その利用の範囲は、長与町内のボランティア団体、福祉団体、自治会等が地域福祉活動を行う場合、福祉バスを利用することができるしております。また福祉バスの運行につきましては、社会福祉協議会へ一任させていただいております。高齢者や障害者、妊婦などの買い物等に限定されますと、利用者の偏り等も懸念されますので、福祉バスと合わせまして、高齢者の交通費、健康づくり助成などとともに、研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

では、再質問に入らせていただきます。大きな1番ですが、介護保険サービスの対象となるような福祉サービスは当然既に実施されてますので今回それ以外に当たるものと考え取り上げましたが、逆に申し上げますと、食事や排せつや入浴、歯磨きのような、人が生きていく上で最低限必要なことは、介護保険事業中などで提供されているということで、そういう意味からいくと、理美容や寝具の洗濯乾燥っていうのは、極端に言うんですよ、生存のために絶対必要なことではない扱いになっていると言えるのかなと思うんですが、ただ、憲法25条で「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、25条の2で「国は、すべての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とありますとおり、人間はただ生きてればいいというのではなく、身だしなみを整えたり、清潔に生活する権利がある、それは国や行政が保障すべきと思うんですね。お尋ね1つは、髪を理美容で切って清潔を保ち、さらにそういう人と対面できるような身だしなみを整えることは、この憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活に入ると私は思うんですが、町として認識はどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町といたしましても、高齢者の方とか障害者の方が生きがいを持って生活する上では、こちらの方も十分考えられると思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、もう1点は、この通告の中で触れましたが、健康づくり交通費助成2,500円は、長寿祝金を減額または廃止して1,000円増額したわけですが、交通費助成や健康づくり助成の券を使いたくても使えない、外出も難しい方は、言ってみればその祝金だけ減ったり、なくされたりして、その代わりになるリターンというかメリットが何もないということになると私は思うんですね。それを町としてどう認識されてるか。不公平と思われるかどうか、ちょっと確認いたします。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

高齢者の交通費・健康づくり助成事業につきましては、介護予防という観点も含めまして、長与町におきましては外向き、言えば外出とかそういうふうなところでの助成ができればということでした。ただ、こちらの方の差し引きしまして、議員がおっしゃいましたとおり1,500名程度、昨年4年度であれば1,588名の方が受け取られていないという実情がございますが、こちらの方について不公平というところは思ったことはございませんけれども、今回の現在の町の助成事業の趣旨としては、受け取りに來られてない方っていうのが一定数いるのかなというふうには感じているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、元々は1,500円というところで始まっているので、目的が明確なのでその点ではやむを得ないというところはあるんですが、1,000円増額するに当たっては、対象にならない人はただ祝金はなくされたり、減額されているというのは事実だと思うんですね。だからそういう不公平と私は思うんですが、解消するためにも何らかの他の代替の在宅福祉のようなものを考えるべきかなと思って質問しているわけですが、実際にこの訪問理美容助成事業を行ってる自治体複数ありまして、調べてみますとちょっと結構自治体によってやり方は異なるようでした。例えば長崎市の場合は理美容のカット代は利用者が実費負担で、その代わり訪問理美容をしてもらう場合には交通費的な扱いですね、出張料ですかね、1回1,630円を理美容師にお支払いするという形で、これが最大年6回まで使えるということでした。京都府の宮津市というこれ人口1万6,000人ぐらいの市のようなのですが、ここはそういう訪問理美容サービス協力店というの

を最初に募って、何らかの要件があるのかもしれないですが、登録した所は訪問理美容は1回5,000円という一律料金で、その半分2,500円を市が補助する。で、年に4回まで使えるというような形、この市でいうと年間1万円分ぐらいが補助になっているということですね。実際に長与町内で美容師で自主的に高齢者施設やご自宅へ訪問利用されている方に実際にお話を伺うと、その方の場合はですが、カット料金は当然店と同じ値段で、訪問の場合はプラス500円もらっていると。町内なので恐らくそんなに大きな交通費等負担がないからかもしれないんですが、この方の場合そうしている。大体利用者は年4回ぐらい利用されるということなので、この方の料金を参考にすると2,000円で年4回出張してもらい、ただもちろん出張料ってというのは、まちまちで1,000円もらってるような人もいるかもしれませんし、カット代も店によって違うかもしれないので、これは一概には言えないんですけども、例えば交通費助成と同じ2,500円を訪問理美容サービスに使える、タクシー代とかもそうですかね500円のチケットにして、例えば500円の出張料のところであれば5回出張してもらえる。ただ年5回も逆に利用しない方は、例えばもう1回の訪問で2,500円分もう1回で使ってしまうとか、そういった利用者に合った使い方ができるような、そういうのは考えられるんじゃないかなと思うんですね。交通費助成と同様の金額でそのぐらいのサービスが提供できて、高齢者の方も寝たきりで家から出られない方に対しても公平にもなりますし、そういう方を普段介助して、例えば理美容室に連れて行かれてるといようなご家庭の場合は、そういう介助者の負担も減るといふふうに思うんですが、ここで言われても困るかもしれませんが、ちょっと改めてこういう形で実現というのは考えられますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの方の質問を頂いてから私の方も何か所か確認をさせていただいたりとか、ホームページ等で見させていただいたりとかしました。で、長与町内にある理美容師にはなるんですが、全国訪問福祉理美容師ということで登録されてる件数は3件、あとは個人の方で美容室等にお勤めされてない方で訪問出張したいという方が、西彼保健所の方に登録になるんですが、そちらの方が4名の方が現在登録をされて活動されてるといようなこととお聞きしております。また、理美容についてのそういうふうな要望みたいなものは私の耳には入ってはいないんですけども、その他、今ある健康づくり助成事業の内容を少し拡大してほしいとかっていう声は窓口の方でも届いております。こちらの今のこの場でこの事業をしますっていうのは言えないところではございます。ただ、今後、福祉事業全般とか高齢者事業全般の方を事業の研究とか、今後どのようにするかっていうのを考える時が来ましたならば、議員がおっしゃられているような事業の方も含めて、全て含めたところで先ほど町長の答弁にもありましたように、事業の優先順位と

というのは、やはり働いてる職員の数とかもございまして、どれをするかっていうのも検討するのも頭が痛いところではあるんですけども、いろいろ考えていきたいとは思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、長崎市の担当課の福祉高齢者すこやか支援課というところですかね、お話を伺ってきたんですが、実際これ長崎市でも利用する方はかなり少ないということではあったんですね、確かに。ただこれは課の方もおっしゃったように周知が足りてないんじゃないかと考えているということなので、やはり周知していけば使うという方出てくるんじゃないかと思うので、逆に言うと今、交通費助成で交換に来ていない方に、例えば他にどういふのだったら使いますかと聞いてみるのもいいんじゃないかと思えますね。当然、コロナの影響で理美容室っていうのも売り上げ落ちてますし、町内の理美容事業者の支援にもつながりますし、そういう形でぜひ検討していただきたいんですが。ただ、当然訪問理容っていうのはある程度、店で切る方と違う特殊な何か技術といいましょうか、気を付けなければいけないこと出てくると思うんで、例えば長崎県美容業生活衛生同業組合という組合ですね、そこの西彼支部というのがあるそうなので、そういうところと連携などして何か講習を、こういう制度を始めるから講習を受けて、受けた人だけがこの長与町のそういう助成を使えるとかそういうふうにしてより安全性を高めていくことや、その訪問理美容をする美容師を増やすということにもつながると思うので、そういうことを考えていただければと思っております。（1）は以上ですが、次の寝具ですね。これ、ご答弁にもありましたとおり、やはり衛生上です寝具の清潔を保つっていうのは大事だと思えます。人間に寝ている間に200cc汗をかくと言われていて、皮脂やあかで汚れた寝具はダニなどが発生して、先ほどのアレルギーやぜんそく等にもつながりかねないということですが、ただ私もひとり暮らしが長かったというか、今もですが、炊事とか洗濯っていうのは必要にやまれてやるんですけど、結構、寝具の洗濯というのは後回しになるんですよね。せいぜいシーツとかカバーを洗うぐらいということだけですが、寝たきりの方ほど当然もっと清潔に保つことが必要だと思うんですね。確かにこれをやっている自治体でも住民税非課税で寝たきりとか、重度心身障害者の方っていう条件を付けてる所も多いんですが、例えばですが愛知県一宮市という所では、そういった方プラス65歳以上で1人暮らしの人っていうのも対象になってるんですね。やっぱりこういう方はそれこそまだ寝たきりじゃなくても、そういう方の寝具の清潔を保つことが、健康維持につながると多分認識してのことだと思われま。ただ、確かに調べますと、お布団のクリーニングっていうのは結構金額がもう少しかかるもので、掛け布団、敷き布団クリーニングすると、店によるのかもしれないんですが1万円ぐらいかかるというところも多いようで、先ほどから私がちょっと比較として出して

る交通費助成等とはちょっと金額的には合わないんですけども、ただ、実際にやる自治体もありますので、私が言っというてなんですが、交通費助成との兼ね合いとか関係なくちょっとそういうのも検討していいのかなと。自治体によっては、社会福祉協議会がそれを行っていて、財源として例えば赤い羽根共同募金などしているというところもあるようで、社協の非常に予算や人員も限られてると思うんで、私が勝手には言えないんですが、例えばちょっと相談してみる、こういう事業を町でできないか。社協でとか、社協じゃなくても障害者就労支援の福祉事業所ってのは町内に幾つかあると思いますが、ああいう所っていうのは、例えば車の洗浄とかそういうのもされているそう、もちろんお金を頂いてですが。そういった事業所の福祉活動の一つとしてちょっとどこかと協定といたしましうかそういうところを検討してみるとかですね、何らかの形で検討していただければと思うんですが、どうでしょうかね。優先度というのを先ほどもありましたけれども、そういった福祉事業としてもう一度ちょっと考えられないかをご答弁いただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

いろいろご提案を頂きましてありがとうございます。議員がおっしゃいますとおり近隣市町の方でされている所があるということでもいろいろ聞いております。長与町に65歳以上で1人暮らしの方が1,463名いらっしゃいます。この方たちの中で在宅で要介護を持たれている方っていうのがどのくらいいらっしゃるかっていうのはまだ把握ができてないところがございますし、先ほど社会福祉協議会との連携はというようなお話もございました。そういうふうなところで、社会福祉協議会等にも提案っていうのは、ちょっとこの場でできるかできないかは私の口からはちょっと申し上げられませんが、提案の方はさせていただこうかなというふうに感じているところでございます。また、ただですね、この話を頂いた時に町のクリーニングの事業者の方に個人の布団とかシーツとかの交換っていうのが、どのくらいなのかということで聞いたところ、お布団をなかなかクリーニングされてる所っていうのも少なく、あと大きなところで言えば、事業所、施設とか病院とかの寝具だったら今してるけどもっていうようなところで、個人との取り引きは今していませんよっていうようなところもございます。その業者の選定等につきましても、いろいろ考えるところがございますし、事業の内容としてもまだまだ研究が必要な方かなって思っておりますので、ご提案を頂いてすごくあれなんですけれども、先ほどから申しますように高齢者福祉、障害者福祉の事業含めまして、事業の新たなものの取捨選択といたしますか、そういうのも含めたところで考えていきたいとは思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、もちろん大事なのはまずニーズだと思いますし。あとはおっしゃったとおり全1人暮らしの高齢者っていうのを対象にしたら当然予算も無理だと思いますし、そういったできる範囲で例えば対象者を絞るとか、何か検討していただければと思います。次にこの（3）に入りますが、この日常生活用具給付っていうのは国の標準的な給付基準に照らすと確かに脳原性の障害の方が原則のようではあるようですが、課長もご存じのとおり、時津町ではそれに加えて先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある者と定めて、ちょっとその対象者の範囲が広いんですよね。当事者ですとか介護するご家族にしてみたら正直その脳原性かどうか、ほぼ同じ状態の障害なのにそこで何で区別されるんだろうという思いっていうのはやっぱりどうしてもあるんじゃないかなと思うんですね。先ほど、人数の把握とかがまだというようなことだったかと思うんですが、どうでしょう、これをやろうとする、もしくは時津町はやっても長与町で今現状できていないのは何かこうネックがあるんでしょうか。例えば人数、まだちょっと把握してなければあれですが、例えば多くても対象者を広げると予算がかなりかかるとか、もしくは、多分国が半分と県が4分の1ですかね、こういう支出金があると思うんですが、例えば対象者を時津町のように広げると補助が例えば出ないとか減るとか何かネックがあるのか、ちょっとそれをお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この日常生活用具の紙おむつですね、現在長与町の方では脳原性、脳からの障害っていうことと、3歳までに発症したっていうところで、おむつの支給をさせていただいております。時津町の方はそれに加えて先天性疾患の起因による神経障害というところで、そこを加えたところで補助されているということで、月の限度額等につきましては全然違わない同じものでございました。人数につきましてでございますが、保健所の方に小児慢性特定疾患というところの神経筋疾患の方っていうのがどのくらいいるかということで話をさせていただきました。小児なので子どもになりますので、子どもまでであれば9名ほどっていうふうなところで、数字の方は押さえているところでございます。ただ、この方たちが先天性なのかとかっていうところにつきましては、いろいろな診断書とかそういうのは取っていただくことが前提になるかと思えます。あと、そこを1年してみれば1人当たり15万1,200円っていうような数字で上限がございますので、ということで予算は上げるようにはなるんですが、こちらの方が言えばずっと続くような助成になります。補助金等につきましては国がいろいろ改正されますと、該当にならないところあるかと思えますけど、今はそういうふうなところで上限っていうのはありませんので、国の方は補助金等については問題はないかとは思っているところでございますが、長期にずっと続くっていうところを考えますと、簡単にこちらの方を

入れる入れないっていう判断が難しいのかなっていうところで、今研究をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、継続的なものになるということもあるので、予算の計上というか計算、難しいところもあると思うんですが。東京大学家族看護学というところの上別府研究室というところがあるそうで、そこが医療的ケアを要する児童生徒の保護者のレスパイトとQOLに関する調査というものを行ったところ、675人の方が回答されたそうですが、これによると医療的ケア児を持つご家庭の42%が生活が大変またはやや苦しいと回答されている。実際に、本町内でこの脊髄性筋萎縮症のお子さんをお持ちのお母さんに私聞きましたら、おむつ代が月に1万2,000円から1万3,000円ほどの出費。さらに今物価高騰でおむつも値上がりしていて、さらにお子さんが当然大きくなるとその出費が増えていく。それをもう今から今後の出費がかさむことを大変心配されていらっしやいました。脳原性以外で同様の症状をもつ難病の方を対象にしても、先ほど9人ですかね、今把握されているところで。そんなにこう何十人も増えるということもないと思うので、ぜひ本町の基本構想のベースにもあるSDGsの誰一人取り残さない理念にも照らして、そういった当事者の思い、切実な思いを酌んで、ぜひ前向きに対応をお願いしたいというところで、この3番は終わりたいと思います。4ですね、これも先ほど今申し上げた東大研究所の調査結果によると、そういう医療的ケア児をお持ちの養育者の中心となっているのは40代女性、つまりお母さんですよ、ほぼ。この平均睡眠時間が5.4時間ということで、これは平均的な同年代の女性の睡眠時間より1.9時間短いそうなんです。医療的ケア児っていうのは定義上も24時間の介護が必要ですから、ご家族の中で特に中心に介護を担っている方は、1日の中で本当に心身をゆっくり休められる時間というのはかなり少ないわけですね。そういう方のためのこのレスパイトですが、月に2時間ってなれば本当にこの映画1本も見に行けないんですよ、往復の時間を考えたら。しかも、毎日ほぼ2時間睡眠時間が一般の方より少ない中でされてる方に対して、ゆっくり休めるのが月2時間というはやはりもうちょっと何とかならないかなと。もちろんこれも予算を伴うこと、あとは先ほどのご答弁のとおり予算だけじゃなくて看護師さんの確保等あるという話もありますし、当然何時間までもとはいかないと思うんですが、実際に本町でこの制度を利用している方から、もう少し時間が長ければありがたいという声を聞いております。先ほどちょっとニーズなどの聞き取りの結果で24時間となったというようなご答弁だったかなと思うんですが、実際に今これ利用が始まってまだ1年もたっていないことではあるんですが、何か実際の当事者の方から利用してみてもそういうご感想など聴取されたことはありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際の保護者の方とは逐次、保健師の方が対応させていただいております。やはりこのレスパイト事業を使ってお母さんの方が病院を受診されたりであるとか、あと「兄弟の学校の授業参観に参加させていただいて非常に助かった」という話を聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、こういったケースの方っていうのは当然そんなに多くはいらっしゃらないので、当事者の声を聞くというのが、言ってみれば特定の何人かの方のご意見ということにはなろうかと思うんですが、ただ決してその特定の個人の意見をそのまま反映しろということではないんですが、現に当事者の方少ない以上はその方々のご意見というのは非常に貴重で、今後同じような医療的ケア児をお持ちのご家族が例えば長与町に引っ越してきたりした場合でも、そういう前例や当事者の声を聞いて制度を充実していってれば、長与町なら安心して引っ越せるとか思っていただけじゃないかと、そういう町に私もなってほしいので、これについては是非当事者のご意見、またより参考にして検討をお願いしたいと思います。これで大きな1番は終わりたいんですが、最後にちょっと関連するといいましょうか申し上げたいことがあって。11月22日の新聞報道で、国が新生児マススクリーニング検査、赤ちゃんに先天性のまれな病気がないかを調べる、この検査でこども家庭庁が新たに2つの難病についても公費で実施する方針を決めたとあって。ただこれも国としてはたくさん当然難病というのはあって、全ての疾患で治療の優先度は高いけれども、まずは2種類から始めると言って2つの難病、脊髄性筋委縮症と重症複合免疫不全症っていうのを入れたそうなんです。何が言いたいかっていうと、いろいろ支援しなきゃいけないことというのはたくさんあると思うんですけども、ゼロか100かではなくて、少しでもできることっていうのを考えていっていただきたいので、例えば先ほどのおむつ助成もそうなんですけれども、ずっと当然本来は継続的に大人になっても補助していくところが、例えば予算の関係で本町では何歳までとか、やむを得ないですから予算等を考えれば。そういう制度を作っていないんじゃないかということなんです。やるかもずっとやるかとかではなくて、何事もちょっとゼロか100かで考えがちな部分がありますけれども、本町のできる範囲でぜひ検討していただきたいということをちょっと今申し上げたくて、新聞の記事を上げました。

すいません、大きな2番に移りますが、これちょっと福祉バスという名前なので、同僚議員も質問されている社協の時々借り上げというんですかね、貸し出しするバスとちょっと混同される面があったかと思うんですが、私が言っているのはあくまで福祉的な意味の地域公共交通のようなことですね。そういう形で申し上げて、たまたまその島本町で福祉ふれあいバスという名前なんです。これなんです、まずこの地域公共交通

っていうのを協議するに当たって平成29年に地域公共交通会議というのを設置されると思うんですが、結局現在まで乗り合いタクシーの試験運行を行ったにとどまっているのかなと、実績は。で、もうそれも止まって3年ぐらいたっている。この交通会議ってというのは、何をしてるんだろうと思うんですね。何人ぐらいの委員で、年に何回ぐらい、どういう協議を行っているのかちょっとお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長与町地域公共交通会議につきましては、道路運送法に基づき、地域における乗合旅客運送に関する事項を協議するものでございまして、この会議で協議を整えることで、乗り合いタクシーの許可等を受けるに当たり、運行経路の設定、停留所の設置や運賃設定等の手続きの簡素化や弾力化を受けることができることとなります。こうしたことから、平成30年から実施いたしました乗り合いタクシーの実証実験の開始に当たり、事業者、長崎運輸支局、道路管理者、県警察、学識経験者、そして住民の代表などの構成により本会議を組織いたしました。乗り合いを実施するために開いた会議となります。こうした設置目的から、実証実験終了後は改めて本協議体での議論が必要になった段階で、会議を開催する想定としておりますので、現在のところ本会議での協議が必要な乗合旅客運送などの事業を再度実施する具体的な予定がございませんので、会議は招集してない状況でございます。人数についてはちょっと失念しております。申し訳ございません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうすると、その乗り合いタクシーが止まって3年半もたちますかね。事務事業評価、前回から私もちょっとこだわってますけども、地域公共交通の充実という施策名があります。ここの毎年何をやってるかっていうので、既存の公共交通について関係事業者と協議を行いながら維持充実を図るとか、これ令和2年度分の報告の3年度に何をやるかっていうところを書いてあることです。次の令和3年度の報告では4年度にやることとして既存の公共交通の維持充実を図るため関係事業者との協議要望を密に行う。今度4年度の分、このあいだ発表された分も町の実績に応じた新たな交通サービスの導入などの取り組みを検討する。何かこれ読むと何もやってないように思うんですよ。でも、令和4年度に何か改善したかっていうと、特になしって書いてあるんですよね。地域公共交通の充実というのをうたってやっているにもかかわらず、その3年半会議も開かず、これで地域公共交通が進むわけがないと私は思うんですよね。せっかくですよ、乗り合いタクシーの試験運行をやって、その際もちろん残念ながらあまり芳しくなかったんですけども、この時に、止めた時にですね、実施地域だった南田川内、道の尾等の自治

会に本移行への移行は困難だというお知らせを配布されていますが、そこに「乗り合いタクシー等の運行については、今後の高齢化率の上昇や地域の要望等に応じて、再度の試験も含めた持続可能な運行対応の検討を行うこととしております」と地域の方々にはっきり言ってるんですよ。それでも3年半その会議も開いてないし、何もやってないよ、私は思うんですね。だからこそ我々は常任委員会として、議会が視察に行って、あれこれ考えざるを得ないといいたいまいしょうか、ちょっとこういう言い方だとあれですが、少なくともいずれにしてもこの先ほどのとおり地域の方に期待を持たせて、全く進んでない。ただ、乗り合いタクシーの試験運行終了した時に地域住民にアンケートを取った調査報告書っていうのがありました。ここにあるんですけども、これっきり私このアンケートとかを生かしてそういう会議をしてるんだとばかり思ったんですが。アンケートを読むと非常に参考になる意見があるんですよ。これを基に例えば地域公共交通会議ではなくても所管課で何らか考えたり、協議しましたか。どういうアンケート結果だったか把握されていますか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

コミュニティバスの導入につきましては、本町におきましても長年の懸案事項でございます。町におきましても、議員ご説明のとおり平成30年から乗り合いタクシーの試験運行を実施いたしました。本格運行には至りませんでした。国土交通省のコミュニティバスの導入に関するガイドラインにおいて、交通空白地域、不便地域の解消などを図る目的となりますので、交通不便地区を設定し、路線バスと実質的に競合することのないような検討が必要となりますので、全国そして県内自治体におきましても、コミュニティ交通につきましては運賃でコストを賄うことは難しく、ほぼ100%赤字運行となっている状況でございますので、慎重な検討が必要となります。本町におきましても、昨年も今年度もバス事業者、タクシー事業者等回りながら、どういう事業形態がいいのかっていうのを検討はしております。ただし、バス、タクシー事業者につきましては運転手不足っていう点もございまして、なかなか協力が得られない、今現在難しいというところで、なかなか実行に移せていない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

ちょっとアンケートについてのことは、今、お答えなかったんですが、まあいいんですが。何もやっていないってちょっと言い過ぎたかもしれないんですけど、協議はされてるそうなんですが。ただ、このアンケートをちょっとせっかくなんで結果を改めてお伝えすると、乗り合いタクシーについてのアンケートの回答者のうち、利用したことがある方、これ利用してない方にもアンケートを取っているみたいですが、利用したことがあ

る方で30代40代はゼロなんです。50代60代が合わせて約3割、各15%ぐらいです。70代と80代以上というので7割、つまりこれ事実上高齢者しか必要としないというアンケート結果かなと思うんですよ。で、このタクシーで向かう主な目的先というのもアンケートであって、西友13件、イオンタウン9件、エレナ7件、病院7件、買い物4件、役場3件、マックスバリュ3件、中央市場3件、もうこれ実質上、買い物か病院しか行ってないということですよ。つまり、どこに行こうとしてるかがもうこのアンケートで出ている。その他の自由記述のような意見のところでは、「昼の時間を増やしてほしい」、「買い物するには便の時間が空き過ぎるので間隔を縮めてほしい」、「毎日運行してほしい」、「高く感じて乗ったことがない」、「近距離にしては高い」、「もう少しゆったり座れるワゴンタイプの方が利用しやすい」、「タクシーでは知らない人と乗り合わせるので利用をためらう」、すごくこれ全部参考になるご意見で、私からするともうこのアンケートだけでもどのような地域公共交通が必要か見えてくると思うんです。これを踏まえれば、高齢者が買い物か病院、もしくは役所に行くため、かつ無料でタクシーより大きいもの、中型バスぐらいの、これを平日にできるだけ運行する。もうこれが答えだと私は思うんですよ。そう思いませんか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

公共交通につきましては、やっぱり誰もが利用できる交通機関でございますので、その行政コストを継続的に負担するだけの導入の目的を明確にする必要性が重要だと感じております。なかなか公共交通で無料で運行というのは、やっぱり既存の交通事業者等とも協議が必要となりますので、ここにつきましては公共交通という立場では、なかなか推奨っていう今現在言えないんですけれども、今現在におきまして、タクシー事業者のヒアリングにおきまして、高齢者の通院、買い物など移動の需要が多いっていうのは認識しております。町内におきまして、買い物送迎や移動販売など地域密着の取り組みを行う事業者の皆さまもございます。移動に関する事業者の皆さまや移動支援を行っている関係部署とも協議しながら、町民の皆さまの生活がもう少し便利になる手段ができないか検討したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、今アンケートの結果だけで私も言いましたが、確かにこれ一番重要なのは、既存の事業者のいわゆる民業圧迫っていうんですかね、そういうことにならないのは大事なので。当然、一番大事なのは協議というのは私も分かるんですが、ただ、先ほどの同僚議員の一般質問にもあったように、バス事業者は結構路線も減らしているということもありますし、実際にカバーしなければいけないそれを。で、今度図書館も建つ

けれども、それもまだはっきり明確な答えは出ていない。この図書館を考えても、こういう福祉的な地域公共交通大事じゃないかなと思うんですね。今のご答弁と確か当初の先ほどの答弁でも、利用者が偏るっていうのはありましたが、実際にこの島本町という所では運行しているわけです。要するに、どういう目的のどういう趣旨のバスかっていうのを明確に町民に説明すれば、誰もいや高齢者と障害者だけのバスは認めないって、まあ言う人もいるかもしれませんが、言わないと思うんですね。そこにそんなに何千万円も使うってなれば別ですけども。例えば65歳以上と仮にした場合、今何歳の方でもいずれ65歳になるわけですから、いずれ使える。いつ皆さん障害をお持ちになるか分からない。当然ご結婚されてる方はいつ奥さんが妊婦になるか分からない。そういう時にこういうバスがあったら、誰も文句私言わないと思うんですね。なのでぜひちょっと考えていただきたい。どんな施策でも町民が100%賛成することはないと思うんですね。どんなことをやっても、やっぱり反対する人、割合はさまざまですが、出ます。ただ、これはもう必要なんだと、長与町にはかなり交通が空白地帯で、しかも坂にあって、高齢率が高くて、こういうバスが必要ということを町民に説明していけば、それは大丈夫だと私は思うんですよ。しかも、町が提案したものに対して当然議会がそれはやるべきかどうか判断するわけです。そこで議会がいいよって言えば、それはもう言ってみれば我々町民の代表ですから、認めたということになりますから、ぜひ検討して何かそういう案を出していただきたいんですね。ちょっとさっきの話にもつながりますが、先日、佐世保市長が給食費無償化を長崎県内で初めて行う、報道では今度波佐見町もだそうです。佐世保市が中学3年生だけまず無償化するそうなんですよね。私これでいいと思うんですよ。無償化するなら全学年一気にとかじゃなくても、例えば今中学生小学生のお子さんをお持ちの方、いずれ中学3年生になるわけですから、その1学年だけでも無償化になれば当然保護者の方助かるわけです。3年生だけならやらない方がましっていうことには多分ならないと思うんですね。何でもこうゼロか100かということ、やるかやらないかじゃなくて、できること、特に一番必要としている方、先ほどのとおり高齢者、障害者、限定してでも必要なんですということを町が自信を持って訴えれば、全然これ、町の皆さん、反対しないと思うんですけどもね。一番大事なのは民業圧迫にならない協議だと思うんですけども、どうでしょう改めてそのバス会社にもこういう趣旨で、運転手が足りていないということであれば、向こうも路線を減らさざるを得ないんだったら、それをカバーするのがこっちがやってくれたら、じゃそこはもう減らそうかってなると思うんですよ、むしろ。それを長与町が継続的に運転さえすれば、途中でそれがなくなってしまうたら当然全部なくなっちゃうんで困るんですけども、予算とか鑑みて継続的にやれるなら、むしろバス会社もじゃあもううちはそこまでは行きませんか、もうちょっと本数減らしますとか、お互いのメリットも出るんじゃないかと思うんですね。改めてそういう協議を行うつもりはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

地域公共交通については本当に非常に難しくてですね。今回対象者を絞っていただいでご提案いただいた時に、これだったらひょっとしたら長与町の方でもできるんじゃないかなというところで、良い提案だなということで見させていただいたところございました。ただ、長与町のこの地域公共交通というのが、一定どこの市町に聞いても、どこの交通事業者に聞いても、長与町は充実していますよってまずは言われるんですね。で一定その空白地帯という所がまずないと。どこもコミュニティバスを導入するのはやっぱり空白地帯であったり、もうバス事業者自体が撤退してる所が導入してますと。長与町の場合はまだ便数が減った減ったと言いつつ一定保たれてるというところで、そこに公共交通、行政が手を出すことによって、先ほどから議員もおっしゃられてるような既存の交通事業者が撤退するということが、これはあってはならないことだと私たちも思っております。そしてまた住民ニーズもお聞きをしますと、できるだけドアツードア、そして自分の都合のいい時間帯に乗りたいというのが一番のニーズだったんですね。ですから、5年前に私たちが運行した分は、決まった時間に決まった経路っていうところで、やっぱりこれは住民ニーズと、住民の方からは「してほしい、してほしい」という意見があったんですけども、実際乗らなかった理由の一つに、やっぱり自分の時間の都合のいい時に都合のいい所から都合のいい場所へという、このニーズの一致っていうところが非常に難しい課題かなというふうに思っております。もう全くやっていないってことではなくて、住民の声もお聞きをしたり、事業者との意見交換というのも継続して、今後もさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、もちろんやれというのは簡単なんで、そう思われてるかもしれないし。私は本当島本町に行ってみて、これは非常にニーズもあって大変町民から指示されて、もう何年と言いましたかね、20年かかなり運行していると。その辺をぜひ、さっきの逆に継続さえすれば今の既存の事業者の代わりになれますし、私はこれからのそういう民間バス会社の路線減少とかそういうのも踏まえて、今のうちからと言いましょか、検討した方がいいんじゃないかと思っております。ですので、ぜひ所管課の方はよければ島本町に視察に行つてはどうかと。実際に話を聞いて、乗ってみたり、乗っている方に話を聞いたり、ぜひそうしてみたらどうかと思っております。最後に、うちの場合はちょっと島本町よりも面積も広くて、さっきの700万円とは逆にうちではもっとかかるかもしれないんですが、もしそういうバスを走らせる場合には、普通のバスと同じ考えですが、町のスポンサー企業を募つて、年10万円ぐらいだけでも何か広告費として出してもらつて、そうすれば町内の町民に対して、そういうところにうちは協力してる

っていう町内企業のアピールにもなりますし、そのぐらいの金額なら出してくれるところもあるんじゃないかなと思うんですね。ボディだったらもうちょっと20万円とか、少しでもそういう予算もかけないような発想とともに、ぜひ考えていただきたいと思います。これは答弁は結構です。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。
場内の時計で13時10分まで休憩いたします。
(休憩 11時40分～13時10分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順3、山口憲一郎議員の①町の農業政策について、②本町の高齢化対策について、③町長選挙についての質問を同時に許します。
11番、山口憲一郎議員。

○11番（山口憲一郎議員）

皆さんこんにちは。4年ぶりにここに立ちますけども、ものすごく緊張しておりますので、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは早速質問に入ります。①町の農業政策についてお伺いをいたします。農業従事者の高齢化や後継者不足による農家の減少が年々深刻化しております。また、耕作放棄地の増加や有害鳥獣対策についても、なかなか成果が出ていないようでございます。そこで以下の質問をお尋ねをいたします。（1）農業者の後継者不足についての現状とその対応についてお尋ねをいたします。（2）耕作放棄地の増加による地域への影響をどのように考えているか、お尋ねをいたします。（3）有害鳥獣対策の実態とその効果および今後の対応についてお尋ねをいたします。

大きな②本町の高齢化対策について。長崎県の高齢化率は全国的にも高く、本町は県内でも比較的若い方であると言われております。65歳以上の高齢者の割合については、2000年には13.6%、2010年には19.1%、2021年には27.8%となっております。急速な増加を見せております。少子高齢化問題は、町全体ひいては社会全体の問題であります。そこで以下についてお尋ねをいたします。（1）高齢者の増加は町の財政にどのような影響を及ぼすか、お尋ねをいたします。（2）独居高齢者の世帯は町内にどの程度あり、町はどのように関与しているか、お尋ねをいたします。（3）いわゆる老人ホームなど、高齢者の入所施設については、町民の需要に対応できているのか、お尋ねをいたします。（4）高齢者の自動車運転免許証の返納はどの程度あっているのか。また、免許証返納者の移動手段の確保については、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

大きな3番、町長選挙について。町長の任期も残すところ4カ月ほどになりました。この12年間を振り返ると、大きな成果としては高田南土地区画整理事業、新図書館と

健康センターの複合施設と一定のめどを挙げられると思います。来年4月には町のリーダーを選ぶこととなりますが、町長のこれまでの自己評価と次回の町長選挙に対する考えについてお尋ねをいたします。以上、質問をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは4年ぶりに登壇された山口憲一郎議員の質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の大きな農業政策について、農業者の後継者不足の現状とその対応についてというご質問でございます。全国的に農業従事者の高齢化、後継者不足が進んできておりまして、2020年度の農業センサスによれば全国の農業経営体のうち、およそ7割の経営体が5年以内に引き継げる後継者を確保していないと回答しており、多くの農業を営む方が後継者を確保していない状況と認識しております。この後継者不足の原因につきましては、高齢でリタイヤする農家の方より新規就農者が少ないという点が挙げられると思います。新規就農するには、自己資金、農地、住宅、農業機械、栽培設備、知識、技術が必要で初期費用の大きさや収入の不安定さが課題となっております。国におきましては、後継者不足を解消するために地域の人が一緒に農業をする集落営農や会社のように組織する法人化の取り組みが進められているところでございます。本町におきましては、これまで進めてまいりました人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を進め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を進めているところでございます。続きまして、2点目の耕作放棄地の増加による地域への影響をどのように考えるかということでございます。まず、耕作放棄地の現状といたしましては、農業委員会の農地判断によりますと、山林化した非農地を含めたところで平成30年度が289ヘクタール、令和5年度が294ヘクタールと5ヘクタール増加しているところでございます。耕作放棄地が及ぼす周辺地域への影響といたしましては、病虫害、鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等々が考えられる他、農地集積の阻害原因となることも危惧しているところでございます。3点目の有害鳥獣対策の実態とその効果および今後の対応についてでございます。有害鳥獣対策におきましては、鳥獣を捕獲する個体群管理、柵の設置、追い払いを行う侵入防止対策、刈り払いにより緩衝帯を整備し、餌場、隠れ場をなくす生息環境管理、この3本柱が基本とされております。本町におきましては鳥獣被害特別措置法に基づきまして、長崎西彼地域鳥獣被害防止計画を作成し、対策に当たっているところでございます。個体群管理につきましては、猟友会に箱わな、くくりわな等のわな猟のほか、猟銃による捕獲を委託すると共に、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を結成をいたしまして町職員も箱わな猟免許を取得して隊員となり、通年では捕獲業務を行っております。令和4年度におきましてはイノシシ152頭、中型哺乳類48頭を捕獲をしております。侵入防止対策につ

きましては、国庫補助事業を活用したワイヤーメッシュの設置費用の全額補助、町独自事業によるワイヤーメッシュ柵等設置費用の半額補助を行っているところでございます。毎年度設置延長が増加するにつれ、農地の被害面積、農作物の被害額は減少をしております。また生息環境管理につきましては、耕作放棄地に対しまして再び農地へと再生するため耕作放棄地再生事業補助金を用意をし、再生事業を支援するとともに、里山林の整備につきましては、県の、人を集う里山づくり事業に対し要望を行い、伐木、刈り払いを実施をしていただいているところでございます。今後の対応につきましては、捕獲事業につきましては、今年度イノシシ用の箱わなを追加購入する予定としており、捕獲頭数の拡大を図ってまいります。侵入防止対策につきましては、国庫補助事業におきましては地元からの設置要望を受け、国へ予算措置を要望し翌年度事業化となりますが、令和6年度以降の要望が1地区となっているため、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。町独自事業におきましては、今後も農業者のご意見を聞きながら引き続き支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな2番目の高齢化対策についてでございます。1点目が高齢者の増加による町財政の影響についてのお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり高齢化率につきましては全国的にも上昇傾向であり、また少子高齢化問題につきましては、経済規模の縮小や税収の減少、あるいは産業、福祉への影響など社会全体の大きな問題として認識をしております。本町といたしましても少子高齢化につきましては喫緊の課題として捉えており、子育て支援や介護予防事業および高齢者福祉の充実など、さまざまな施策を講じることにより、多くの方々が幸福を実感できるようなまちづくりを進めているところでございます。議員ご質問の高齢者の増加による町財政への影響でございますが、医療費や介護給付費などの社会保障費が増大すること、あるいは労働力人口が減少することにより、税収全体が減少することなどが予測されております。従いまして、社会保障に関する給付と負担のバランスが均衡しづらくなることなどから、今後の財政運営にも少なからず影響をしてくるものと思っております。2点目が独居高齢者の世帯数および町の関与についてでございます。令和5年3月末で65歳以上の独居世帯は1,463世帯でございます。同時期の全世帯数が1万7,085世帯でございますので、全世帯数の8.5%等程度が独居高齢者世帯となります。当町では高齢者の見守り支援を行っている民生委員児童委員や福祉員に対する活動費助成や、高齢者の急病やその他緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための緊急通報システム事業など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくための環境づくりに努めております。3点目の老人ホームなど高齢者の入所施設についてのお尋ねでございます。令和6年度から令和8年度の時期の長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の時期に団塊の世代が75歳以上となることから、その中で重度な要介護状態になり高齢者施設への入所を希望する方も増加すると推測されますが、現状特別養護老人ホームやグループホームの入所待機者数は一定数いらっしゃるものの、急激な増加は見られていない状況でございます。また令

和6年には、新たにサービス付き高齢者住宅の新設も予定されていることから、一定町民の需要に対応できているのではないかと考えているところでございます。4点目が高齢者の自動車運転免許証の返納について、また免許証返納者の移動手段の確保についてのご質問でございます。高齢者の自動車運転免許証の返納につきましては、長崎県警へお尋ねをしましたところ近年増加傾向にありましたが、令和元年度をピークとして以降は低下し続けており、令和4年は県内で4,629件となっております。また、当町におきましては、免許返納者に限らず満70歳以上の方に高齢者交通費・健康づくり助成事業を行っております。この助成事業では交通費にかかる費用としてバスやタクシーの利用券にも交換することができ、毎年2,500円の助成金を受け取ることができます。助成事業の目的は高齢者の外出の機会や健康づくりの場を確保し、社会的活動の参加の機会を増やし、高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげることでございますので、高齢者の方が外出する際の助けになればと考えているところでございます。

大きな3番目、これまでの自己評価と次回の町長選挙に対する考え方についてでございます。これまでを振り返りますと、今期は新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きく日常生活におけるさまざまな活動の制限が行われ、社会経済に甚大な影響を与える中、感染症対策や生活支援、経済対策などに奔走する日々となりました。そのような状況の中でありまして、高田南土地区画整理事業につきましては、令和7年3月の完成に向け、また図書館と健康センターの複合施設につきましても、令和9年の開館に向けて着実に歩みを進めているところでございます。また、都市計画道路西高田線や国道207号整備事業に関しましては、早期完成に向け国県への要望活動を積極的に行い着実に前進しておりまして、加えまして新浄水場共同整備事業におきましても長崎市との連携を図りながら、効率的な事業実施に取り組んでいる状況でございます。その他にも地域住民の皆さまや団体の皆さまと一緒に長与町をより良くするためのまちづくりのアイデアなどを語り合う場として、就任以来続けておりますホットミーティングの開催やまちづくり提案箱、ホームページからのお問い合わせ、自治会等からの要望など、これまであらゆる機会を捉え町民の皆さまの貴重なご意見をお聞きしながら、あらゆる課題に対し一つ一つ丁寧に取り組むことを心がけてまいりました。また昨年は所管部署職員とのコミュニケーションや連携強化を図ることなどによりまして、健康ポイント事業やヘルシーウォーキング事業、エンジョイスポーツ事業など、健康づくり、体力づくりの取り組みに対し文部科学大臣賞を、また今年は県が実施する長崎ヘルシーアワードにおきましては、県内自治体で1位となるヘルシータウン賞を受賞させていただきました。このようなさまざまな取り組みの中で健全な財政運営を堅持しつつ、多様化する住民ニーズや刻々と変化する社会情勢などを踏まえ、短期的あるいは中長期的な視点で総合的に判断し行政運営を進めてまいりましたが、議会をはじめ皆さま方のお力添えにより、一定の成果は上げられつつあるものと考えております。また次回の町長選挙に対する考え方でございますが、私はこれまで町の発展のためあらゆる課題に対しまして、日々全力

で取り組んでまいりました。気が付けば3期目の任期も早いもので残すところ半年を切ることとなりましたが、次回の町長選挙につきましては、今後私の意思の確認と後援会等々の皆さま方のご意見等も集約し、できるだけ早い時期に皆さま方にはご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

ただ今回答を頂きましたけれども、順を追って質問をさせていただきたいと思います。まず1番目の農業政策については詳しく答弁を頂きまして、私の想定以内の回答がもらえたんじゃないかなと思っております。そういった意味では、確認の意味で何点か質問をさせていただければと思っております。後継者については非常に答弁ありましたように、なかなか私も農家の一員として今後継者がおりません。もう70歳を超えまして、あと何歳までできるのかなという気持ちで一つのめどをつけながら75歳までして、農家を現役でして、あとは健康を見ながら1年1年延長していくということで、私自身はもうこれは私自身の、一般のことじゃないんですけども、そういう思いで取り組んでおられる方もたくさんいると思うんです。そこで先ほども答弁にありましたように、新規就農者が少ないということで答弁があってございましたけども、新規就農者についての状況とそれと新規就農者に対してどのような支援とか助成があっているのか、やはりこの皆さんに分かってもらうために、ここで表現をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

長与町における新規就農者数でございますけれども、直近の5年間で15名、年平均すると3名の新規の就農がございます。また、助成につきましては交付要件等あるんですけども、49歳以下の新規就農者の方が就農するために研修を受ける期間というのを設けておりまして、その期間につきましては就農準備資金ということで月額12万5,000円を最長で2年間、その方が今度営農を開始することになりますと、営農開始時から最長3年間、月額で12万5,000円を経営開始資金ということで助成をするという取り組みをしております。その他も県、JA、農業委員会と連携をいたしまして、地域でサポート体制というのをつくって、営農開始の2年ほど前から技術や経営指導、機械、施設等の確保の支援、農地の確保の支援、農業形態に合わせた国や県からの補助制度の活用を検討等、そういうのを相談する機会を数回設けて新規就農者の負担を軽減する取り組みを進めているところです。

○議長（安藤克彦議員）

山口委員。

○11番（山口憲一郎議員）

続けて質問をしてからちょっと総まとめをしたいと思います。答弁の中に地域計画でしたか、そういったことが策定を進めているということで話がありましたけども、地域計画とはどういうものなのか、もう少し詳しく説明をいただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

地域計画についてですけれども、これまでも人・農地プランという名前の計画がございまして、それが地域の皆さまに話し合っていて5年後、10年後に誰がどれくらいの農地を耕作できるかという計画というのを立てておりました。今後はその人・農地プランからさらに一步を踏み込んで、5年後、10年後に今度は誰がどの土地を耕作できるかということで地図を作成して、その中で耕作できない土地があるかとか、そういうのを明らかにしたうえで地区内での貸し借りだとか、また地区外から耕作者を探してきたりとか、その他にも耕作地を集約化を検討するか、そういう取り組みができるような地域の農業の未来設計図を作るというのが地域計画になっております。現在町内で12地区地区割りをしておりまして、昨年度モデル地区で1地区計画を作成しております。来年度までに全地区作成を予定しておりまして、今年度5地区話し合いを進めているということで今進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

ありがとうございました。この後継者問題につきましては、いろいろと新規就農も含めてですけども、支援とかいろいろな対策を取っていただいておりますけども、これは担当部署の責任でもありません。これは実際私も農家をしながらやっぱり生産者独自の責任でありますので、これだけ対策を取っていただきながらいないということは大変残念だと思いますけども、それが実態であるということはやっぱり身を感じているところでございます。ただ私も昔は大きな百姓でしたので、子どもはおりますので誰か継いでいただければなあという思いをしながら、やはり私以外もそういった希望を持ちながらしておりますので、もう引き続き行政の方もご支援をお願いできればと思っております。1点目についてはこれで終わらせていただきます。

次に2点目と3点目は、イノシシに関しての被害で質問をしようかと思っておりますので、もう同時にしたいと思います。今いろいろと役場から行政からも補助はさせていただいておりますけども、やはり今イノシシというのは本当にこう頭が良くて、私たち人間と今知恵比べなんですよね。もう柵をしていても私ごとで言わせれば毎朝こう見に行くんですけども、どこかこう網が破られているんです。そういった意味ではなかなか知恵比べということで、農家はイノシシに滅ぼされるんじゃないかなという思いがして

おります。これらやはりそういった農家は多くあると思っております。それとこれはちょっと議長には注意されるか分かりませんが、最近ひょうが降りましたですね。それで長崎県も全体的に報道で知る限りでは、5億8,000万円ぐらいの被害があつてようです。ただ、ひどいのが西海市の3億何千万円でしたかね。あとは諫早市、長崎市、そして長与もないようですけども7,000万円ぐらいの被害があつてんです。もうその西彼、特に西海市は、よそのこととか言ったら失礼になるところもあるかも分かりませんが、友達がおりまして、もうひょうの降った次の日に私に電話があつて、「どうやったね。こっちはもう1年かかってせっかく作ったのに、泣くにも泣かれんてばい」と。そういったもう全滅なところもあるんですね。それでもうこれとまあイノシシと何も関係ないことは分かつてるんですけども、ただもうダブル被害でそこをちょっと言いたかったもので、議長には申し訳なかったですけど。そういったそのような被害がやっぱりイノシシでもあつてるということを皆さんに知っていただきたいということをやっぱりこの場で申し上げたかったもので、ちょっと余分な言葉になりましたけど、お許しをいただきたいと思います。そこで今先ほども言いましたように、今、電気牧場とかワイヤーメッシュとかに、もうある程度支援をしてもらっております。それはもう感謝しております。ただある生産者の方からワイヤーメッシュを頼んだらもう補助金がないと言われたってということで、それでそれはおかしいねっていうことで、本当は所管に行けばよかつたんですけども、一般質問しないでも。あえて聞かしていただきますけども、補正予算でも組んでできなかったのかなという思いがしておりますので、その辺はどのように解決していかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

侵入防止対策のワイヤーメッシュにつきましては、毎年一定数量の補助ができるような予算を組んでいるところで、効果も被害額としては減少をしていっているという状況でございます。今年度につきましてはちょっと受付数が、申し込み数が多くて申し込みいただけなかった方もいらっしゃると思うんですけども、その方につきましては、次年度も同様にまた予算計上をしていくように考えておりますので、次年度のお申し込みをいただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

ありがとうございます。手厚い補助をお願いしたいと思います。それからあと1つは、有害鳥獣の免許証に関してちょっと質問させていただきます。これもちょっと話が飛びますけども、今北海道で熊が出没して、生命を奪うという悲しい出来事があっております。幸いにも本町においてはイノシシですので、まだ命までという言い方が軽いようで

申し訳ございませんけども、そういった被害がないのが幸いかなという思いがしてるところでございますけども、ただ北海道においては、その後、今狩猟免許証を取得をする人が増えてきたということで、この間テレビ等を見ておりましたらおっしゃってありました。そういった意味では長与町ではそういった猟友会があるわけでございますけども、私の記憶では猟友会も高齢化が進み減っているという印象があるんですけども、今どのくらいおられて、そしてまたそういった免許取得を希望される方が出てきておるのか、その辺を伺えればと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

猟友会についてですけれども、猟友会で有害鳥獣の捕獲業務に登録をいただいている人数というのが、現在17名でございます。ここ数年で辞められる方、新規の方いらっしゃるんですけども、大体その人数でここ数年推移をしております。あと狩猟の免許の取得については、新規で取得をされる方につきましては、取得費用の2分の1を町の方で助成をしております。直近の5年間で4名の取得がございます。今年度も1名の方につきましては、助成をしているというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

分かりました。この免許については、先ほど答弁にありましたように役場の職員たちも活躍をして協力をしていただいているということで、大変うれしく思っておりますけども、いろいろこう免許を取るためには今言われますように2分の1の補助も出てるということで、条件はそろっておりますので、あとは取ってくれる人が増えることを祈って、この農業政策については終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、2番目の高齢化対策についてでございますけども、先ほど財政についてちょっとお聞きしたかったんですけども、今後少なからずでも影響するだろうという、ちょっとあまりはつきり受け取りきれなかったんですけど、その辺の内容を具体的にどのようなことを想定されているのか、1点だけ聞かせていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

具体的にということですが、まず高齢者の増加によります影響につきましては町長答弁にもありましたとおり、社会保障費が増えること。また、税収全体が減少することなどが想定をされますけれども、そこに付随をしまして各高齢者福祉の事業であったり、またあらゆるサービスにつきましても多少拡充するものと思われま。従いまし

て、高齢者が増えていった場合は、医療体制の充実や高齢者福祉の充実、また健康づくりの推進など、たくさんの事業の充実と拡大が必要となってきますし、かといって住民皆さまの負担を大きく上げることも簡単ではないと思いますので、あらゆる面で少なからず財源の影響が出てくるものと想定をしております。ただ、その中でも住民サービスを低下させないように、努めなければならないと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

あまりこう難し過ぎるところもありまして納得はしましたけども、今言われるように住民サービスを低下しないように努力をしていただきたいと思います。

次に2番の2ですね。町長の答弁の中では民生委員とか各種自治会の福祉員っていうんですかね。見守り等で活躍をされているようでございますけど、活躍というのが本当にいい言葉か分かりませんが、その中で質問として福祉員による見守り活動は、どのくらいの自治会が実施しているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉員の活動を行っている自治会の数でございます。現在11地区の自治会で福祉員の方が活動をされております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

それから独居高齢者世帯、ちょっと確認ですけども1,463世帯でよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員おっしゃいますとおり1,463世帯の方がおひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者の世帯となっております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

その1,463世帯に対して民生委員と福祉員が、活動でどのくらいカバーできているのかお伺いをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず先ほどお答えをいたしました福祉員の方でございますが、11地区、121名の福祉員の方が活動されておりまして、ご相談、訪問されているのが246名と伺っております。また、ご質問にあった民生委員児童委員につきましては、現在58名の方が活動していただいているところでございますが、今年10月時点で342名の方を対象に訪問等をさせていただいているところでございます。かぶるところもございますので、延べというところで捉えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

今数を聞きましたけども、独居高齢者の世帯とそれをカバー、見守ってカバーしている割合に差があるようでございますけれども、カバーできていない高齢者に対して、今後どのように対応していくのかお聞きをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず福祉員につきましては社会福祉協議会の方をお願いをいたしまして、まだ福祉員がない所につきましては、自治会等説明をさせていただいて、福祉員を増やしていただくというような取り組みをしていただいているところでございます。また、民生委員につきましては日々高齢者の見守りをさせていただいておりますが、福祉員あと民生委員につきましても、まず特に75歳以上の方で、長与町内にお身内の方がいらっしゃらない方っていうのを重点的に回っていただいているようでございます。また高齢者の方の方からうちにも回ってほしい。たまに高齢者の方でもうちはもういいよって言われる方もいらっしゃったりもしますので、いろいろな状況を見ながら民生委員の方には、お1人お1人声かけをしていただいている状況でございまして、今後も高齢者の方、増えるのは分かっているところでございますので、長与町といたしましてもバックアップができるようにして、活動の方をバックアップができるようにしていきたいとは思っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

ぜひ、手厚い支援を忘れずにしていただきたいなと思っております。もう2番の2はこれで終わらせていただきます。それから2番の3でございまして、これは同僚議員が9月議会で行ったので、同様の意見になるかもしれませんが、私なりの質問をさせていただければと思っております。そこで1つ目の質問ですけれども、本町の高齢者入所施設は、入所希望者に対して充足しているのかお伺いをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

先ほどの町長答弁にもありましたけれども、特別養護老人ホームやグループホームの入所待機者数は一定数いらっしゃるということで、充足しているとは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

現在、来期に向けて長与町高齢者福祉計画とか、第9期介護保険事業計画の策定中だと思いますが、その中で高齢者入所施設もしくは介護施設について盛り込む予定になっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

町が事業者の指定を行う地域密着型サービスの整備計画につきましては介護保険事業計画で定めませんが、新たな施設整備を行いますと給付費の増大が見込まれ保険料にも影響することから、高齢者人口の推計や、事業計画の策定に向けたアンケート結果から得られた在宅介護や介護離職者の状況、施設への入居待機者数などを参考にして、高齢者施設の建設についても検討を行っている段階でございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

まだ検討をしている段階ということでございますので、それ以上まだ考えはないかもしれないので、この件については私もまだ勉強不足で難しい問題でございますので、この件については、ぜひそういったことも考えながら。この質問をしたのはやはり高齢者の身近な人から「先々私たちがだんだん年取ってきてそういう施設に入る所がないのではないかな」とやっぱり心配する人もいるわけです。「入られるのかな」と。それでまた「年金も国民年金でたくさんもらわないのに、そういう入れる所があるのだろうか」というやっぱりそういう心配もあります。私自身も町長の前では言われませんが、私も70歳を超えてもうそろそろそういうこともそろそろ考えていかなければならない年になっておりますので、そういったことを思いまして、今の現状をお伺いしたことでありますので、ぜひ先々も考えてその辺はしっかり努力をしていただきたいなと思っております。4点目に自動車返納についてでございますけども、これは先ほど午前中に、同僚議員が、いろいろな関連するものと思っております。ただ私は返納された方についてということで特定をしておりましたので、もう意味合いは一緒だと思っておりますが、一応自分なりに思っていましたので、質問をさせていただきます。路線バスとかいろいろ出しておりますけども、これもいろいろな人からの意見で「路線バスに乗るのはいい

いけど、不便かとさね」という声をやっぱり聞いて、「やっぱりコミュニティバスみたいなのができないだろうか」というそういう声も聞きます。それに対してそういったもう答えも分かっているんですけども、難しい考えですけども、それについてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

コミュニティバスの導入につきましては、本町におきましても長年の懸案事項となります。長与町におきましても平成30年から乗合タクシーの試験運行を実施いたしましたが、本格運行には至りませんでした。実施におきましては交通空白地域、不便地域の解消等を図る目的となりますので交通不便地区を設定し、路線バスと実質的に競合することのないような検討が必要となりますので、全国的にもコミュニティ交通、なかなか運賃でコストを賄うことは難しくてほぼ100%が赤字運行となりますので、既存の交通事業者等もございますので慎重に検討しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

コミュニティバスについては、私も以前ある自治体に視察に何回となく行って、そういった勉強をさせてもらっております。そこでやっぱり導入した自治体の方から言われるのが、やっぱりコミュニティバスをもう入れたらやっぱり赤字は見えているよっていうようなことを言われるんですけども、やっぱり今の段階では何とも言えないと思いますけども、将来的には赤字覚悟でもしなければいけないときが来るんじゃないかなと思いますので、よくその辺は判断をしていただきたいなど、これは答弁は要りません。それからもう一つは、今その免許返納された人ばかりではございませんけども、もうなかなかタクシーが呼んでもなかなか来ないんですね。やっぱり返納された方がやっぱり一番頼りなるのがタクシーではないかなと思います。そこでやっぱりいろいろ世間的に午前中も出ておりましたけども、運転手が少ないということで、なかなか車があっても運転手がないという状況があちこちで聞かれますけども、長与においては、そのようなことはあっているのかなのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

昨年度と今年度、町内のタクシー事業者の事務所をお伺いして、事業者の状況や町民の方の利用実態などをヒアリングを行ったところでございます。昨年に比べましても運転手不足が深刻で、稼働率は5割から6割くらいとお聞きしておりまして、時間帯によ

りましては配車をお断りしないといけないような状況でございました。規制緩和によりタクシー運転手に必要な二種免許の取得の要件は緩和されたところでございますが、いずれにしましてもドライバーとして働くには一定の期間が必要でございまして、新卒者の就職先にはなりづらい状況でございます。人材確保に向けた取り組みは町単独では難しい面も多いため、今後県などと歩調を合わせながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○11番（山口憲一郎議員）

なかなかこれも難しい問題でございますけども、やはり免許を持たない人たちにとっては、先ほどコミュニティバスも言いましたけども、やはり希望として玄関口まで来てもらうというのが望みでありまして、コミュニティバスであってもそこまでは行かないという思いがしております。そこでやっぱりタクシーが一番有効なのかなと思っております。ただ今先ほども答弁の中にありましたけども、何件だったですかね、チケットで。そういったのも今後そちらの方でもうちょっと値上げをするなり検討をして、やはり使い勝手のいいサービスをしていただければなということで、これはお願いということで終わらせたいと思います。それではこれで大きい2番を終わらせていただきまして、大きな3番に入らせていただきたいと思います。

町長の実績と今後の考え方ということで、実績は先ほど答弁の中にありましたように、私も本当にここずっと付き合いをさせていただきまして、実績は出ていると思っております。またそしていろいろな前期は町長ともいろんな陳情とかなんとか行って、裏の顔もやっぱり分かってきました。本当に真面目に勉強家でそういった気持ちは分かっておりますので、1つの評価は認めた上で、次回どのようにするのかということで質問をしてるんですけども。今言われましたようにまだ自分の気持ちと後援会とのまだ話し合いということで、これ以上突っ込んでも回答は。できれば今ちょっとぱっとこう変わって言ってもらえればそれが一番よかんですけど、そこまでは要求しませんけども、また改めて再度町長の口から次回の町長選についての考えをお聞かせいただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本当に私はいろんな方々に助けていただいたなというふうに思っております。特に職員の皆さん方に本当によく頑張ってくださいましてフォローしていただき、本当にもうよく頑張ってくれたなということと、そして議会の皆さん方とこうして協働歩調できたということが非常に良かったんじゃないかなというふうに思ってます。それと私最初から続けさせていただいておりますほっとミーティング、これが34回から35回になるの

かな。それとあと、まちづくり提案箱、これも600か700ぐらい来ているんですね。やっぱりこのほっとミーティングとまちづくり提案箱、ここから今からまちづくりをどうしたらいいかっていうのが、かなりヒントになったかと思っております。そして、今お話ししましたようにそういったものを総合しながら、また後援会の人たちとも会う機会近々ありますので、そういう人ともじっくり相談して決めたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

これで山口憲一郎議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時03分～14時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、岡田義晴議員の①長与町公共施設等総合管理計画について、②長与町人口ビジョンについての質問を同時に許します。

3番、岡田義晴議員。

○3番（岡田義晴議員）

3番、岡田義晴。通告書に従いまして質問をさせていただきます。一つ目の質問、長与町公共施設等総合管理計画についてでございます。前段、戦後日本の歴史的背景を少し盛り込んで本題の質問につなげようと思っておりますので、その辺りよろしく願いいたします。戦後我が国はさまざまな試練を乗り越えて経済復興を成し遂げてきました。その要因の主なものとして、1949年GHQが日本経済の安定と自立を目標として設定した、いわゆる1ドルを360円とする単一為替制度の導入による大幅な貿易黒字と、翌年1950年に勃発した朝鮮戦争による朝鮮特需によるものと言ってよいのでしょうか。そして1955年頃から経済の好循環が生まれていき、経済成長率が年平均10%という今では考えられないほどの経済成長を遂げていきました。この間の約20年を我が国では高度経済成長期と呼んでおります。ここまでが前段でございます。これらに時を同じくして、我が国の公共施設やインフラ施設も数多く整備され、幾多の時を経てもう既に更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化を施すべきものが全国の自治体に散在しております。またこれらの施設は今後さらに増加し続ける見込みでもあります。昨今において、これらの施設の老朽化が原因と見られる重大事故が全国で発生していることを考えますと、これらの施設の適正な管理やメンテナンスは緊急な課題となります。このような中、国と総務省はそれぞれにインフラ長寿命化基本計画ならびに公共施設等総合管理計画を打ち出して、全国の地方公共団体に対して、公共施設の状況の把握と更新、統廃合、長寿命化などを財政負担の軽減、平準化を踏まえた上で、公共施設等の最適な配置の実現を求めています。本町においてもこれらの上位計画を受けて、平成28年度に長与町公共施設等総合管理計画とともに、個別施設計画、長寿命化計画を策定し

ています。そこで次の質問をしたいと思います。（１）本町が策定したこれらの計画の主眼とするところは何かを伺います。（２）総合管理計画は令和１２年度まで、個別施設計画は令和１１年度までに一応の区切りを迎えますが、今現在のそれぞれの計画の進捗状況を伺います。（３）他市町と比較して、本町の公共施設等の現状はどのようにあるのかを伺います。

二つ目の質問、長与町人口ビジョンについて。国が平成２６年末に策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」令和元年改訂を受けて、平成２７年１０月に本町も長与町人口ビジョンを策定しています。令和３年改定とあります。これは、国の策定の趣旨を尊重して、本町における人口の現状分析を行い、人口問題に対する危機意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとしております。策定から約８年が経過し、その取り組みがどのような成果として表れているのかを、幾つかの視点を持って質問いたします。（１）本町の人口の社会減対策の方向性として、以下に挙げる取り組み４項目についてどのような成果が出ているのかを伺います。１項目目、地方における安定した雇用を創出し、町内、圏域内での進学、就職を図ることについて。２項目目、全町レベルでの便利な商業環境づくりと、元気な商店街の育成について。３項目目、地域資源を活かした交流人口拡大とシティプロモーションの推進について。４項目目、空き家の有効活用。（２）本町の人口の自然減対策の方向性として、以下に挙げている取り組みの６項目について、どのような成果が出ているのか伺います。１項目目、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることについて。２項目目、結婚、出産、育児を奨励する意義の醸成と環境整備について。３項目目、子育て世帯の経済的負担軽減について。４項目目、ワンストップ相談窓口の設置、ならびに大学との連携などについて。５項目目、質の高い幼児教育、学校教育のさらなる推進について。６項目目、ワーク・ライフ・バランスの推進について。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。大きな１番目の長与町公共施設等総合計画について、１点目の質問が、本町が策定した計画の主眼、これはどういうものかということでございます。まず、公共施設等総合管理計画につきましては、議員ご質問のとおり公共施設等の老朽化対策が全国的な課題となる中で、国の指針等に基づきまして公共施設等の計画的な管理に関する基本方針や考え方を定めるとともに、アクションプランであります個別施設計画におきまして、施設類型ごとの長寿命化や更新等に関する具体的な対応方針をお示ししているところでございます。本町におきましても、公共施設の維持管理や更新に要する費用がこれまで以上に増大することが予測される中、厳しい財政状況を踏まえ、町の財政負担を軽減、平準化しつつ、人口減少、少子高齢化等による利用需要の変化を見極め、持続可能な町民サービスを確保できるよ

う、公共施設等の適正な維持管理を行っていくことを主眼として、各計画を策定しておるところでございます。その計画の進捗状況ということでございます。この公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度の計画策定後、国の指針等により新たに計画に記載すべきとされた事項や、令和2年度までに各施設所管課が策定した個別施設計画との記述の整合を図るなど所要の見直しを行い、令和3年度に計画を改定しております。またこの計画改定に伴いまして、計画期間についても見直しを行いました。令和3年度から令和12年度までの10年間といたしたところでございます。次に個別施設計画につきましても、本計画の管理スケジュールを基にしつつ、実際に施設改修等に要する経費やその年度ごとの財政状況を踏まえまして、施設の改修、更新を進めているとともに、令和2年度の計画策定後、方針が明確化したしました新図書館等複合施設整備事業など、本町の公共施設整備に関する動きと計画の整合を図ることを目的とし、令和4年度に計画の記載内容の一部改訂を実施しております。いずれの計画につきましても、計画に基づく見直し時期にかかわらず必要に応じて見直しを行いつつ、公共施設管理の推進を図っているところでございます。3点目の他市町と比較した本町の公共施設の現状についてのお尋ねでございます。自治体ごとに人口規模、面積、財政状況や合併の有無などさまざまな要因により自治体間の単純な比較は困難でございますが、長与町公共施設等総合管理計画に記載しておりますとおり、令和3年3月末時点の本町における町民1人当たりの公共施設保有面積は2.77平方メートルでございまして、県内自治体の平均値を見ますと5.37平方メートルでございます。また、全国平均値の3.90平方メートルと比較しても下回っている状況でございます。また、全国と同規模自治体の平均値は2.80平方メートルとなっておりますので、こちらにつきましても本町が若干下回っておるところでございます。こうした傾向につきましては、本町がコンパクトな町であるとともに町制施行以降市町村合併を行っていないことから、機能が重複する施設が少なく、公共施設を過剰に保有していないことを示していると考えております。

続きまして、大きな長与町人口ビジョンについてでございます。1点目が、地方における安定した雇用を創出し、町内、圏域内での進学、就職を図ることについてのお尋ねでございます。この雇用の創出につきましては、県や近隣市町と連携し取り組んでいるところでございます。圏域内におきましては、長崎市に長崎県産業振興財団のクレインハーバーをはじめ、長崎Biz PORT、長崎電気ビル、アミュプラザ新館、長崎スタジアムシティと新たなオフィスビルが次々と建設されているところでございます。社会におきましてデジタル化が進む中、IT人材の獲得競争が全国的に加速しておりまして、都市圏では理系の学生がなかなか採用できないとの話もお聞きしておりますが、県内の長崎大学、県立大学、総合科学大学にそれぞれ情報技術に特化した学部があることから、長崎県産業振興財団におきましてはITに強い人材を継続的に輩出できることを強みに企業の誘致活動が行われ、情報系の企業の入居も進んでいるところでございます。次に2点目、全町レベルでの便利な商業環境づくりと元気な商店街の育成についてのお尋ね

でございます。この問題につきましては商工会と連携を図りながら、個店レベルの向上に向けて事業者の人材育成の支援や創業支援、店舗リフォームの補助を行い、商店街活性化に向けて各店主とお客様の交流を図るまちゼミ事業や、冬季のイルミネーションやなマルシェを開催する地域商業活性化事業など、各種事業に取り組んでいるところでございます。評価指数として設定しておりました小売業年間販売額につきましては、令和3年度の経済センサス、活動調査では224億7,900万円と令和2年度の目標額190億円を超える成果を示しておるところでございます。次の地域資源を活かした交流人口拡大とシティプロモーションについてのお尋ねでございます。地域資源を活かした交流人口の拡大の取り組みといたしましては、長与町の特産物であるミカンをはじめ、さまざまな農作物、海の幸を生産者との交流の中で楽しみながら収穫などを体験していただく、いわゆる長与グリーンツーリズムにつきまして令和3年度に協議会を設立いたしまして、令和4年度より8団体が活動に取り組み、14の体験プログラムを実践しております。令和4年度の参加総数で申し上げますと437人、うち長与町外からは87人の参加を頂いている状況でございます。シティプロモーションの推進につきましては、長与町内の飲食店や雑貨店等を掲載いたしました長与ガイドブックGO NAGAYOや特産品情報誌COZYを発行しているところでございます。効果につきましては、ふるさと納税の寄付件数、寄付額について毎年増加していることから、長与町へ関心を持っていただける人の数が増えているものと考えておるところでございます。次に、空き家の有効活用についてのご質問です。本町では令和3年度に実施いたしました空き家の実態調査などを基に情報収集を行い、空き家の適正な管理促進および周辺の住環境の保全など空き家対策を総合的に推進しているところでございます。町内の空き家の状況としましては、居住可能で程度が良いものが多いことから、民間事業者が手がける可能性が高いものと考えており、町内の不動産業者、そして県宅地建物取引業協会にも相談しながら、移住、定住の促進に空き家を有効活用することができないか研究してまいりました。不動産の売買等に関しては、物件の瑕疵や取引のトラブル等も想定されることから、移住希望者の皆さまには不動産取引の資格を持つ専門の事業者に安心して相談等もできるよう、今年度より「住まいの窓口」事業を開始しております。事業内容といたしましては、移住希望者から希望する間取り立地等の物的条件を聞き取り、ご登録いただいている不動産業者に依頼を行い、希望に添える物件があればご案内する仕組みでございます。現在9名の方にご相談いただき、49件の物件を紹介したところでございます。続きまして、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることにつきましてのお尋ねでございます。国の地方創生の方針にもうたわれているように、深刻な少子化から脱却するため、結婚、出産を望む方々の希望をかなえる環境を整え、経済的支援を含む結婚支援や妊娠出産期、子育て期などライフステージに応じた総合的な少子化対策を進める必要があり、町におきましても県や近隣自治体と連携を図りながら結婚支援事業に取り組んでおるところでございます。長崎県婚活サポートセンターが運営するお見

合いシステムを活用し、データマッチングによるお見合いや婚活イベントなどを実施してまいりまして、各事業がご縁で結婚され町内に居住が決まった場合には、結婚祝金の支給を行っておるところでございます。なお、令和4年度の結婚祝金の実績は2件でございます。令和5年9月末時点のお見合いシステムへの町民の方の登録は82名に上っております。続きまして、結婚、出産、育児を奨励する意義の醸成と環境整備についてのご質問でございます。先ほどの結婚支援事業や仕事と子育ての両立支援など関連事業の実施により、希望する方々が安心して結婚、出産、子育てできるような環境整備に努めている他、各種事業に関する周知、啓発などに取り組み、優良企業の表彰、周知など、当事者だけでなく社会全体での意識醸成に取り組んでいるところでございます。また一方で、結婚や出産は個人の価値観にも配慮が必要な事柄でありますので、押し付けにならないよう留意することが重要だと考えておるところでございます。次の子育て世帯の経済的負担軽減についてのご質問でございます。子育て世帯の経済的負担軽減につきましては、福祉医療費助成を令和5年4月より高校生世代まで拡大しております。また育児用品のレンタル事業におきましては、寄付金を活用し備品を購入し、所得制限を昨年度より撤廃したため、貸出件数が大幅に増加したところでございます。また、ファミリーサポートセンター事業を令和5年度より直営にしたことにより、多子世帯や非課税世帯の利用料の免除は、昨年度延べ6件しか実績がありませんでしたが、必要なご家庭に周知を行うことで、今まで免除の対象でも利用していなかった方の利用が少しずつではありますが増加しているところでございます。また、妊娠期から出産・子育て期の家庭の伴走型相談支援および経済的支援を行う観点から、出産・子育て応援事業を令和5年3月より開始し、妊娠時および産後に5万円の給付金を支給しておるところでございます。続きまして、ワンストップ相談窓口の設置、大学との連携についてのお尋ねでございます。妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援に当たる子育て世代包括支援センターと、子どもおよび妊婦の福祉に関する相談や支援に当たる子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。母子保健業務や児童福祉に関する窓口業務全体の対応を行っており、どこに相談したらいいのか悩むことがないいわゆるワンストップ相談窓口としての体制を整えてまいりました。相談窓口には、保健師、助産師、保育士など多職種の専門職が在籍し、必要な情報提供、助言、保健指導を行っている他、支援の必要な実情を把握した場合には、町内の関係機関と連絡調整を行い、支援につなげる役割を担っていただいております。次に、大学との連携につきましてでございます。本町は長崎県立大学との間に、地域課題の解決を目的の一つとした包括連携協定を締結しております。人口の自然減少および社会減少対策にも資する幅広い取り組みを進めておるところでございます。具体的な取り組みを申し上げますと、シーボルト校の学生や地域住民などの老若男女が食卓を囲んで親睦、交流を行ういわゆるシーボルト食堂を年3回開催し、令和4年度は計169食のお弁当を配布したところでございます。また、幼児の手洗い健康教育では、シーボルト校の先生とともに町内の保育園、こども園、幼稚園児を訪問し、

手洗いおよびマスクの着け方指導を行ってまいりました。こうした地域活動や子育て施設での活動をきっかけとして、学生の皆さんが長与町で子育てをしたいと考えていただけるような取り組みを今後も続けていきたいと考えております。この他、高等学校における進路指導の資料や町広報紙におきまして県立大学で行われているさまざまな研究を紹介し、大学についての理解を深め身近なものとして感じてもらうなど、若者の地元定着に関する取り組みや、県立大学と民間企業との連携による新たな産業振興に向けた取り組みも進めているところでございます。次に、質の高い幼児教育、学校教育のさらなる推進についての質問でございます。この乳幼児期におきまして、生涯にわたる生き方の基礎が育まれるよう、幼児教育の質の向上を図る各種施策を総合的に実施する目的で、令和5年度から長崎県に幼児教育センターが新設されております。センターを拠点としまして、全ての施設での質の高い幼児教育が行われ、効果が上がっていくように支援することを目的としてつくられております。町内の幼稚園や保育所等では園内研修が行われていますが、センターの幼児教育アドバイザーによる支援等で、学ぶ意欲の向上や機会が増加し、県内全域の質の底上げを図ることを目的としておるわけでございます。こども政策課では、子育て相談専門員やひばり学級の療育専門員が、保育所、幼稚園、子育て支援センター等に巡回支援を行い、発達等で気になるお子さんへの対応を通して、園支援を行っておるところでございます。また、高田保育所におきまして、医療的ケア児の保育所等受け入れガイドラインを令和5年1月に策定し、町内の園での受入体制づくりの基礎とした他、保育所の入所を希望される方につきましては、高田保育所が率先し受け入れの検討を行っております。また、小学校教育との円滑な接続を推進するために、これまでも就学相談会や学校見学、学校教育相談指導員による園訪問、各園と各小学校による情報共有を行っておりますが、さらに幼・保・小の教職員の連携を促進させたいと考えております。次のワーク・ライフ・バランスの推進についてのお尋ねでございます。女性の社会進出に伴い、女性が妊娠、出産後も継続して働ける就労環境の整備は、子育てと仕事が両立できるまちをつくるために必要不可欠なものと考えております。本町では、子育てしながら働くために預け先の確保に努めるとともに、保育ニーズを把握し、園への働きかけにより定員の弾力化や見直しを進め、待機児童解消に取り組んでおるところでございます。またリフレッシュや用事の際に気軽に利用できるファミリーサポートセンターとなるよう子育て支援センターや企業と連携し、たくさんの方が利用しやすい環境づくりや周知に努めております。また男性の家事、育児参画の促進は、子どもの出生に大きく影響します。そのため、パパママ学級の開催や支援センターを父親も気軽に利用し、子育ての仲間づくりができる行事の開催等々に努めておるところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

2つのちょっとこまごました質問に対してお答えいただきました。では再質問に入らせていただきます。まず1つ目の総合管理計画について、町長より適切なお話を聞きましたが、本町の町民1人当たりの公共施設の延べ床面積の話で2.77平米ということで、全国に比べ、あるいは近隣に比べて非常に小さい、これは理由がコンパクトシティということで、了解しました。そうしますと、他市町より延べ床面積が少ないということは、総合管理計画に係る管理費用等が当然他市町より少なくて済むという理解でよろしいですか。まず質問します。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

施設の管理に係るコストが他市町より少なくて済むかという点についてでございますが、コストの考え方については延べ床面積だけではなく、保有する施設の機能の構造や築年数などにより変わってまいります。一概には比較は難しいところでございますが、議員ご指摘のとおり施設保有量が多ければその分施設管理にかかるコストも大きくなるものと思われまます。本町におきましては全体的に施設の老朽化が進んでおりますので、施設の更新に当たっては複合化を行うなど一層のコスト縮減を図ってまいります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

この総合管理計画、ページでいったら32ページに本町の公共施設の構造ということで、鉄筋コンクリート造が75.5%ということで非常に多くを占めているということで、昨今非常に環境という問題から考えた時に、今後箱物、公共施設ですね、これを造る際に環境に優しい建築材料として最近木材ですね、エコ建材とかまだ利用されていない資材であるとか、最近バイオフィリアという考え方もありますが、このような材料は今後造る際に検討するのかどうか伺います。また併せて、これらの建築材料を使った際に、国とか県ではそういう環境に対していろんな補助というのがあるのかどうか、その2つをお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

国におきましては、公共施設の木材利用を推進しているところでございまして、本町におきましても長与町木材利用促進基本方針において、公共施設においても木材の利用を促進しているところでございます。また本町はゼロカーボンシティ宣言をしておりますので、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けまして、新しい複合施設におきましても、炭素排出量が少なく、材料そのものが二酸化炭素を補完するという役目を持ち、環境に優しい耐火木造を選択するなど取り組みを進めていっているとこ

ろでございます。議員からご提言いただきました建材等につきましては、今後研究を進めてまいりたいと思います。また、国県からの補助につきましては現在県からアドバイスを頂きながら、複合施設の建設について各種補助の活用について検討を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

補助については町民の健康に資するところでございますので、その辺はよろしく願いいたします。次に、本町の有形固定資産減価償却率についてですけれども、類似団体をちょっと見てみますと平均より高い数値となっているようです。この総合管理計画を見ますと、要因は築年数が経過している建物が非常に多いんだということが書いてありますけれども、もともと町自体の特有な施設管理の在り方っていうのが他と違うのが何かあるのかなど。その辺をお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町の有形固定資産減価償却率の傾向につきましては、議員のご指摘のとおり類似団体の平均よりも高い数値となっております。この点は本町における公共施設管理の基本的な考え方を、計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図ると定めていることから、結果として減価償却率が高くなっているものと考えております。本町は住民サービス等の観点からも施設保有量を当面維持するという前提から、このような考え方を採用しております。自治体によっては過剰な施設保有量を縮減する目的に統廃合や複合化を優先的に取り組んでいる場合もございますが、こうした場合、施設の除却や更新などが進めば減価償却率は低い値になるものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

関連して公共下水道事業についてですが、これも有価固定資産減価償却費が平成27年から令和元年までが特に48.31%から54.51%というふうに増加傾向が進んでおりますが、歴史的には本当は早い時期から長与町は下水に関しては事業されておりますから、当然だなといえれば当然ですが、それでは今後の対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

本町の公共下水道事業は昭和48年に着手いたしまして、昭和50年7月に供用を開

始しております。比較的早期に下水道の整備を行ってまいりましたので、下水道普及率は全国でもトップクラスの水準に達しているところでございます。一方資産につきましては、議員ご指摘のとおり耐用年数に対する資産の経過割合が増加しているところでございます。この対策といたしましては、長与町下水道ストックマネジメント計画の策定とそれに基づく、点検、調査、修繕、改築を実施いたしまして、持続可能な下水道事業の実現に向け取り組んでいるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

続いて、これも総合管理計画のちょうど77ページにあるんですが、施設の有効活用等による歳入の確保の努力が必要であろうと書いております。具体的にはどういうことを指すのかということと、併せてこの公共施設の保有量について総量の縮減として数値目標を掲げることは、まちづくりの観点や公共サービスの低下等を招く恐れがあるから、慎重に検討するということがあります。それはそうだと思うんですが、であるならばですね、その総量をそのままにサービスを維持するということになれば、当然民間に貸すなり、売却はどうか分かりませんが、そのようにして公共サービスを維持しながら、総量の縮減は食い止めるというふうなお考えがあるのかなということで、お伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず、施設の有効活用等による歳入の確保についてでございますが、公共施設を設置するに当たっては建築による初期投資に加え、維持管理費や運用に伴うランニングコストが必要になります。このため、この財源確保やコスト縮減の方策として、例えば指定管理者制度の導入などが考えられます。現在整備を進めております新図書館等複合施設においても、施設の一角にカフェスペースを検討しており、交流機能の強化とともに住民サービスの向上とカフェの出店業者からの使用料の徴収また施設の貸し出しなど、わずかでありますが歳入の確保を図りたいと考えているところです。次に、施設保有量の総量の縮減についてでございますが、現状本町の施設保有量は適正な配置となっていると考えられることから、公共施設管理の基本的な考え方として、単純に総量の縮減を目的とした統廃合は行わないこととしております。一方で、公共施設は時間の経過とともに人口減少、少子高齢化などによる利用者の変化、施設の利用需要や住民ニーズの変化などが想定され、その時々状況によっては、施設保有量を維持することが必ずしも最善ではない場合もございます。例としましては、施設利用者が年々減少している施設などについては施設の更新などの検討を行う際に、住民サービスの維持に配慮しつつ利用状況を踏まえた施設規模にダウンサイジングする他、他施設との複合化、集約化を検討

し、施設保有量の適正化を図るという意味で縮減を行うことも基本的な考えとしております。最後に、民間の貸し出しなど、現状では恒常的に未活用となっている公共施設やスペースはございませんが、議員ご提案の行政財産の貸付制度の活用につきましても、その時々施設の利用状況などを踏まえて検討したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

その指定管理者制度、やはりそういうのがやっば出てくるのかなというふうには思いました。じゃ次に、これは個別施設計画についてなんですけども、中身をいろいろと見ていきますとやはりさまざまな類型ごとの個別の公共施設は、先ほど言われたようにおおむねどれも長寿命化を図りながら維持管理をしていかなければならないものばかりというふうに私も推察いたしております。同じ用途で使用される公共施設が複数ある場合は、やはり複合施設として利用していくのが現実的だと思いますが、その辺りはどうお考えかということと、もう一つ、概算工事費の令和2年度から11年度までの改修費用と更新費用の合計総額が34億5,636万8,000円というふうな計算になっておりますが、なかなかの額であります。これもまた新たな国県からの補助というのはいか、この2つをお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町におきましては、公共施設管理の基本的な考え方を計画的な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図ると定めております。また併せまして、施設の更新を行う際には利用状況を踏まえた施設規模とする他、他施設との複合化、集約化を検討を実施することで施設保有量の縮減を図ることと定めておりますので、議員ご指摘のとおり公共施設の維持管理の効率化やコスト縮減を念頭に、施設の複合化も検討してまいります。一方、同じような用途であってもコミュニティ単位などで設置されている施設、例えば公民館とかそういうものにつきましては、複合化することである地域からは通いにくくなるなどのデメリットも考えられますので、施設の用途だけでなく施設の設置目的、利用者の属性、利用状況なども踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。施設の改修、更新に係る経費につきまして、個別施設計画に基づく施設の複合化や長寿命化については、一定の要件に基づき公共施設等適正管理推進事業債などの財政措置が受けられる他、施設類型や機能によっては国庫補助や起債の対象となる場合がございます。施設の改修や更新には多額の経費を要しますので、その時々で可能な補助金などの確保に努める他、財政状況も考慮しながら公共施設の管理に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

なかなか多くの額で国県からの補助がなかなかままならんと言いながら、やっぱり起債すると竹中議員もおっしゃったように借金は借金ということで、起債というのも少しバランスよくというふうなことは考えていかなくちやいけないなと思いました。非常に欲張った質問ばかりするものですから時間の配分のバランスが悪くなって、ちょっと残りは次の機会にということで、すいません、長与町人口ビジョンの方の再質問に移らせていただきたいと思います。町長からも答弁いただいた本町の社会減対策、4項目答えていただきましたが、特に3項目目のシティプロモーションの推進というところで私も注目をしておりますが、これをさらに加速させるために、せっかく作っている町のさまざまな情報誌、町内、圏域内だけでなく県内一円に、せっかく良いものがガイドブック、情報誌等ですね、私も拝見して非常にすばらしいなど。ということであればですね、可能な限り新聞テレビ等などでCMというんでしょうか打って行って、非常に私も知り合いからなかなか長与町は良いねということでありますが、もっともっとさらに広めていくために、こういった広報活動をさらに推進するというお考えはありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町のシティプロモーションの情報発信で、今作成しているのがGO NAGAYOという飲食店の店舗情報とCOZYという特産品のパンフレットを作っております。周知の方法としましては、飲食店の店舗情報につきましては町内外幅広く発信したいと考えておりますので、町内の掲載している店舗に置かせていただいたり、あとはシーサイドマルシェや成人式の時の配布だとか、町外に対しましてはV・ファーレン長崎でサンクスマッチがあったり、テレビ局やJ Rが主催するイベント等に出向きまして配布したりとか、あとの県立図書館とか県内の他の自治体の観光協会等に置かせていただいているという状況でございます。COZYの特産品のパンフレットにつきましては特産品の情報誌になるので、ふるさと納税で寄付をいただいた方に送付をさせていただいたり、成人式、町への視察団体の方とかそういうふうなものと、あとGO NAGAYOと同様に町外のイベントの時に今現在周知をしているところです。議員のおっしゃられた新聞だとかテレビ等での広報ですね、今のところは今まで実施していませんので、今後どのような形で周知を図れるかっていうところは検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

非常に良いことなので進めていただきたいんですが、ちなみにこれから検討するのであれば、例えば新聞とかテレビにそういうものを掲載する、ざっとしたその費用という

のは分かりますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今のところ新聞、テレビの広告費用については把握しておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは、本町の今度自然減対策6つ、町長より回答いただきましたが、特に最初の1項目、2項目ですが、調査によると若い世代の結婚しない理由というのが一番大きな理由が、自由や気楽さを失いたくないからということが大きいようです。2つ目の理由として結婚後の生活資金が足りないと思うからってというのが2つ目。大きいみたいですね。3つ目が必要と感ぜないからということ。それから4つ目が相手に巡り会わないからということなどなどなんですけども、この結果を見ますと、この結婚せろとか、するとか、子どもを産む産まないっていうのは、本当に他人がなかなか干渉できることではないと思います。ただ、その2番目、結婚後の生活資金が足りないということでもしちゅうちょしている方とか、もしそういうカップルとかそういう方がもしいらっしゃるんであれば、これひょっとしたら何らかの形で例えば長与町に来ていただいて、結婚したり、家庭を紡いで、将来お子さんをつくるような、その方向に少しでも行ければ、何か経済的支援がもし長与町として今それぞれやっていることをお聞きしましたが、さらに何か強化できるものを考えていらっしゃるということであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

町におきましても、県や近隣市町と連携しながら、結婚支援事業に取り組んでおります。各事業がご縁で結婚され町内に居住が決まった場合には、結婚祝金として現在で3万円の支給を行っているところでございます。今年度、他市町での結婚支援の取り組みなどを研究調査いたしまして、国の財政支援などを活用して何か新たな経済的な支援ができないかというのは現在検討しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

次に、これも調査の結果についてなんですけども、この3項目目の子育て世帯の経済的負担は何かという問いに対しまして、一番多かったのがやはり高校大学期の教育費というのが一番大きいようです。2つ目が乳幼児を保護している保育、教育費っていうの

やはり次に大きいですね。3番目が高校大学の時期の衣食住に係る費用これは恐らく、仕送り等も含めてだと思いますが、総じてやはり学費っていうのが大きな負担となっているのは皆さんご承知のとおりだと思います。この学費について今現在町としてもいろんな形でサポートしていることは承知しておりますが、さらなる負担軽減の取り組みとして、これからできること、もしあればですね、どのようなことを考えていらっしゃるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

高校、大学期の教育費負担軽減の取り組みの現状、そして今後ということでお答えしたいと思います。町が行う特に教育委員会が行っておりますこととしましては、憲法、教育基本法に定める教育の機会均等の理念の下、経済的理由で就学が困難な高校ないし大学に在学する学生生徒に対して貸与型の奨学資金制度を設けて、それを運用しているところでございます。今後につきましては、基金によって運用されるこの奨学資金制度のまずはその維持、それと先進事例を含め情報収集を経て、今後の取り組みをさらに進めるに当たってどういった取り組みが効果的かということの研究、検討というのは、今後とも引き続き進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

今般、こども家庭庁が中学3年生、高校3年生に向けて特に高校3年生には、受験費用と模擬試験代ということで新聞等書いているのは5万円を上限にということで、恐らく国の補正予算に盛り込んでいるんでしょうけども、これ恐らく来年度以降になるかと思いますが、そういうふうな国の施策もどんどん進んでいるようですので、注意深く見守っていききたいと思います。次の質問でございますけども、5項目目、教育に関してでございます。昨今英語教育が早期からの取り組みということで話題となっております。特に国際化に対応するためには、読み書きそれだけじゃなくて、話せる英語教育ということの必要が、非常に踏み込んだ議論ということで展開されているようであります。本町も教育文教のまちとして内外に知られている町であります。その観点からすると、本町が先駆けて他市町にない先進の取り組み、特に英語教育に関してですが、これは内外の注目を集めることは間違いないと思っております。ひいては長与町に入ってくる若い世帯の方、必ず子どもさんを連れて、長与町ならばらしい教育を受けられるだろうというふうな考え方、ずいぶんおありだと思います。その町の人口増加にもつながるという観点からしますと、今後町としてこういうふうな英語教育を含めた早期の教育について、どのように捉えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

国際化に対応できる人材の育成につきましては、本町におきましても重要な課題として捉えております。このことは長与町第10次総合計画42の施策の一つであります学校教育の充実、その具体的な取り組みの一つに位置付け、小中学校において英語教育の充実、国際交流の推進を図っているところでございます。特に英語教育につきましては、現行の学習指導要領では、小学3年生から教科等の学習として外国語を学ぶことになっておりますが、本町におきましては、より早い段階から子どもたちが英語に慣れ親しむことができるように、町独自のカリキュラムを作成し、小学1、2年生においても年間10時間程度、月に直しますと1時間程度になりますが、1、2年生から英語教育を行っておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

いっぱい質問をと思いましたが、本当に各所管の方々からのいろんなご説明で、目に見えないところで非常に取り組まれているということは非常に私も感じまして、まだ機会があるのでまた次回この続きで、皆さん方の取り組みにぜひ関心を寄せて質問をまたしていきたいと思っております。今回、このような形で一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時25分まで休憩いたします。

（休憩 15時10分～15時25分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、西岡克之議員の①不登校問題について、②本町の男性育休取得率についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

議長のお許しを頂きましたので、本日最後の一般質問をさせていただきます。皆さまのご期待どおりに早く終わるようにてきぱきとやりたいと思っております。

では最初に、不登校問題について。不登校という状態について、文部科学省は「年間に連続または継続して30日以上欠席した児童生徒」のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいはしたくともできない状況にあるもの（経済的、病気によるものを除く）」と定義しています。また、保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭的事情から長期欠席しているものは不登校に該当しない

というのが同省の分類です。不登校と言っても、当てはまる状況は多岐にわたることが分かります。なお、似たような表現にひきこもりがありますが、こちらは「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」と定義しています。これには高校中途退学者、成人も含まれるのが特徴です。昨今では不登校は決して珍しい状況ではありません。2019年文部科学省の調査では、不登校状況にあるのは全国の中学校で12万8,000人、率にして3.94%が不登校になっていたことが分かっています。そこで本町ではどのような状況なのか、このようなことに対する対策はどのように考えているのかお尋ねします。

大きい2番目として、本町の男性育休取得率について。現代は男女ともに仕事と家庭を両立する観点から、男性公務員に育児休業を促す取り組みが全国の自治体に広がりを見せています。収入減や業務に支障を来す懸念などから男性の育休取得は進みませんでした。各自治体独自の制度も登場して、男性の育休取得は当たり前という雰囲気作りで効果を上げる所も出てきているようです。また、休む職員の業務を補った職員には勤勉手当を加算したり、育休確保を実現した職場では管理職の人事評価も加点するなどの制度を実施するなどを行っております。そこで、本町の実情はどのような状況かお尋ねします。以上、よろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目のご質問につきましては所管をしております教育委員会から回答させていただきます。私からは2番目の本町の男性育休取得率についてのご質問についてお答えをいたします。男性職員の育児休業につきましては、男性の積極的な育児参加を促進し、子育てと仕事の両立を支援するための制度でございます。本町におきましても、これまで取得促進を進めてまいりましたが、令和3年度実績では取得率14.3%と目標の20%に達しない状況にございました。昨年度国におきまして、男性の育児休業取得を推進するために子どもの誕生日から8週までの期間に取得できる「産後パパ育休」が創設され、本町におきましても昨年10月に導入し、育児休業制度の拡充を図ったところでございます。本制度が徐々に職員に浸透しつつありまして、令和4年度の実績といたしましては22.2%と穏やかですけれども増加しておるところでございます。今年度、国、地方の公務員に係る政府目標が引き上げられたことを受け、本町では特定事業主行動計画におきまして、令和6年度までに1週間以上の男性の育児休業取得率を85%とする高い目標を設定したところでございます。その達成に向け対象となった職員につきましては、個別に制度の詳細を説明するとともに、取得事例を紹介するなど積極的な周知に努めてまいりました。また、全庁向けに制度の周知を行うことで、対象者のみならず所属長や他の職員に対する理解促進を図ってきたところでございます。これらの取り組みにより、本年10

月末現在の状況につきましては対象者8人中7人が取得、率にして87.5%となっております。今後とも男性の育児休業取得促進に向け、引き続き制度の周知に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

西岡議員の1番目の不登校問題についてのご質問につきましてお答えいたします。令和4年度の本町の不登校児童生徒数は65人となっております。その内訳は、小学校が25人で前年度から11人増加、中学校が40人で前年度から5人減少しております。また、本町の不登校児童生徒数の割合を見ますと、小学校が全体の約1.1%、中学校が約3.6%となっており全国平均より低くなっておりますが、直近5年間の推移を見ますと全国と同様に増加傾向にあります。現在学校におきましては、不登校および不登校傾向が見られる児童生徒に対しまして、その要因や現状の把握に努めるとともに、当該児童生徒および保護者に寄り添いながら個別の支援や働きかけを行っております。具体的には、別室登校や放課後登校、別室やICTを活用した個別学習といった柔軟な対応、スクールカウンセラーによる当該児童生徒および保護者へのカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる保護者支援や関係機関との接続支援等を行っております。また本町では、不登校児童生徒の居場所づくりのために適応指導教室「いぶき」を設置しておりますので、登校が困難な児童生徒の保護者に対しましては、その利活用を推奨しております。適応指導教室では、不登校児童生徒一人一人の自己肯定感や心のエネルギーの向上を目指し、通所による個別相談、個別指導に加え、小集団での学び、ゲームや会話等を通じた他者とのコミュニケーションの学びを行っております。今後も学校や教育委員会が家庭や関係機関との連携を図りながら、不登校や不登校傾向にある児童生徒を見守りつつ、段階的な学校復帰も含めて社会的な自立につながるよう支援や働きかけを丁寧かつ粘り強く行ってまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

再質に入らせていただきます。これ同僚議員も前回か前々回かに質問されたんで、同じような内容かなというふうに思っております。我々が小学校、中学校時代の時に皆勤賞ってあったの、もうご存じですね。小学校6年間、中学校3年間、合計9年間行けば皆勤賞もあったと。ちょっとした寸志の物も付けてね、豪華粗品を頂いた人もたくさんいたと思います。その頃は行くのが当たり前だったんです。もし例えば同級生が休みだったら、学校の先生が帰りがけ「おい、例えば西岡、おまえの隣来とらんけん、帰りがけ寄ってこい」って先生から言われてですね、給食のコッペパンを持って「今日どがんしたと、病気やったと、何やったと」って言って行った思いがあります。そういう時代

だったんですけども、その頃と現在と比べてもう五十何年前の話ですから、当然価値観も違うのでいろんなものがあると思うんですね。何か聞いた話です、これは正確かどうか分かりません。不登校が1人もいなかった年があるそうです。戦時中だそうですね。その頃は不登校がいなかったそうです。いわゆる価値の一元化と申しますかね、だったんですけど。今、申し上げましたように今現在価値観がさまざまなんで、当然出てきているのかなって。言えば当たり前の状況というのが今の状況だというふうに思います。ポイントとしては、そういう子どもたち、生徒児童をどうやって、蘇生と申しますか、来いってというわけじゃないんですね、私は。どうやって社会に適応させていくのかというのが一番のポイントだと思います。そこをポイントに置きながら、話を進めさせていただければというふうに思います。まず、総合計画の中にもあるんですね、先ほどあったように60ページの3の豊かな心の啓培っていうんですか、その主な取り組みの中に4つあって、道徳教育・人権教育の推進、スポーツ・文化活動の推進、いじめなど心の問題に対応する取り組みの推進、不登校ゼロを目指す取り組みの推進というふうにございます。ですから、学校とか教育委員会にしても不登校については、現状を認識しているのではなくゼロを目指していくというのがここに示されているんです。その中で、いじめも不登校と関連があると思います。そういう子どもたちの原因ってというのが多かれ少なかれ、大きかれ小さかれあると思うんです。その原因ってというのが分かってる範囲で結構です。1つだけじゃないんです。今申し上げたようにいろいろあると思うんですけども、把握されてる中では何が一番大きな原因と思われるですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がお示しのとおり不登校の要因といいますといろいろな要因が考えられます。また1つではなく、複雑に絡み合っていると捉えております。その中で、令和4年度のいじめ、不登校等の調査が行われておりますのでその結果が手元にありますので、それでご紹介したいと思います。不登校の主な要因としまして、学校関係のもの、それから家庭生活のもの、親子関係のもの、本人のものと幾つかの種類に分けられておりますが、その中で一番大きな要因として挙げられているのが、児童生徒本人の無気力、不安感、これが小学校中学校とも5割近くの不登校の児童生徒の主な要因となっております。第2位という形になりますが、生活リズムの乱れが2つ目になっております。割合としましては1割程度です。同様の1割程度で小学校では親子の関わり方、中学校ではいじめを除く友人関係、これが主な要因として挙げられております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

大体私も調べたとおりかなというふうに思います。無気力というのが一番だったんで

すね。生活リズムの乱れ、これは長期休暇、夏休み、冬休み、主に夏休みが一番多いんですね。そこで生活が乱れて「学校に行きたくない」。で親子の関わり。学校の先生の対応というのは把握されてますか。先生の対応によって子どもが学校に行かなくなった、行けなくなったというのは。理事の今の中ではなかったんですけども、その要因としてはありますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教職員との関係をめぐる問題も要因の一つとして挙がっております。割合としましては、長崎県では30件、割合で言いますと3.1%になります。これ小学校になります。中学校でも26件、割合としましては1.3%の児童生徒につきましては、教職員との関係が要因となって不登校になっているとされております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

多少はあると思います、これは。全否定はしません。あると思うんです。何気ない教師のかけた言葉にひどく傷ついて行けないっていうのはあるんです。それともう一つ、文科省のサイトを調べてみたら、コロナ後令和2年からちょっと全国的に急上昇しているんですね、もうご存じだと思います。これはやはりコロナの影響かなあというふうに思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がお尋ねのとおりコロナの影響は少なくないと考えております。やはりコロナの関係で人と接する機会、人と話す機会がコロナ前と比べるとコロナ禍がかなり少なくなっていたのではないかと。その中でやはり自分の中で伝えたいことが伝えにくかったり、伝えられなかったりする子どもたちが増えたように感じております。また、コロナ禍で家で過ごすことが多くなり、関わりが減ったっていうところも要因の一つとして挙げられるのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私もその問題について支持者の父兄の方からご相談いただいたことがあるんですよ。やはり理事がおっしゃるように表に出せないって、それで親に当たるとか、行かなくなったとか聞いたんで。文科省のサイトの表を見たら令和2年から上がっているんですね。やっぱりこういうのもあるんだなあと思ひまして、今ちょっと参考までにお尋ねさせて

いただきました。何回も言うように、原因1つじゃないんですね。いっぱいあるんです。当初の答弁の中で対策として、とにかく学校においでよという感じで保健室とか先ほど「いぶき」であるとか、他の一般の子どもが帰った後に学校においでっていう感じで寄せるっていうものがあるんですね。それと自宅で、先ほどもちよろっとあったと思うんですけど、自宅でICT、いわゆるZoomとかそういうのを使って、学校の学習内容を勉強させるっていうか、送ってあげるっていうかそういうやり方を小学校中学校でしている子どもさんも実際本町にいらっしゃるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

不登校のお子さんの中でリモートを希望して学習を受けたいという児童生徒の中で、中学生の例が本町でもあります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

いらっしゃるんですね。それと、校長の裁量で出席扱いを認めると、各学校の。それもありますか。いわゆる学校復帰を前提にした校長の裁量というか、それはありますか。お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教育委員会との協議の上で、学校長の判断で出席扱いとしている事例もたくさんございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

以前は、たしか文科省で学校復帰が前提という形でされていたと思いますけど、新通知で学校復帰は前提というのが消えているんですね。昨年からだっただけかな、一昨年、今年か。消えているというふうに思っています。それで、先ほど冒頭に申しあげましたように、学校復帰が大前提じゃなくて、今来れていない、例えばの話、1年生の時に来れてなくても、2年か3年で来れるようになるとか、そういう事例はありますか。小学校だったら例えば3年、4年でちょっと不登校になって、5年、6年でそれが来れるようになったとか。そこにいろんな学校、教育委員会のご努力もあられるし、家庭の方々のバックアップっていうのもあると思うんですけど、そういう事例はあるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がお尋ねの事例は結構あります。特に学年が変わった時、学級が、集団が変わった時などは、それまで来れなかったお子さんが来れるようになったりとかってところがございます。逆に、来てたお子さんが来れなくなるのが、先ほど議員もおっしゃられたとおり長期休業明けというところが現状でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私も、関係ないんですけど交通指導員して25年になるんですよ。小学校の子どもたちはもう結婚して子どもを持っているとかね。小学校から中学校までずっと来るのを見守ってるんで、どの子がどこら辺におるか大概分かっているわけですね、うちの自治会では。それで、その子がたまたま平日の昼間とかに家の前とか横とかで座って携帯を眺めよったら、「どがんしたと」って僕は言ったら「うん」って。学校に行けないとは言わないんです。「うん」ってただそれだけなんです。ああそうか、この子もこういうことがあるんだなと思って。「車にはねられんごとせんばぞ。ね」って言ったら「うん」って。もうただそれで終わるんですけど、翌日、翌々日には学校に行ってるというのがあるのでですね。あんまりひきこもってはいないのかなと思います。今そういうちょっとした時に周りが声をかけてあげる、家族が声をかけてあげるっていうのは非常に大事なことで、これが長引きますと申し上げたようにひきこもりになるんです。うん。途中でなる人もいるんですね。それで、そういう人たちは社会的な損失になるんですよ。いろんな理由があると思うんですけど、例えばもうある程度年を取られて、母親、父親の年金で暮らしてるとかね、それがもとで病院とか施設に入れられないっていう状況がございまして。そうなる前に学校が原因の全てじゃないんですけど、学校の方でもやはり社会復帰をさせてくれるような取り組みが必要だなと思ってですね。何遍も言うように学校だけじゃないんです。親もそれなりのものがあるんです。でも、学校がそういう姿勢を持っていただけということは、やはりこれからのために非常に好ましいことじゃないかなと思います。その件に関して例えば、個人での、個人って言ったらおかしいですけども支援策っていう形、それで金銭的な支援っていうかな、どういうふうなものが現状ございますか。フリースクールに行かれてる方もいらっしゃいますし、そういう方に対しての支援とかですね、家にいるのはちょっと難しい部分あるんですけど、フリースクールに行ってるとか、そういう子どもたちに対しての支援の部分は何かされておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

不登校になっている児童生徒、またその保護者に対する金銭的な補助っていうものは

現在ありません。ただその代わりに、適応指導教室「いぶき」を公費で用意しておりますので、それが当たるかなと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。今後とも、手厚いっていったらちょっとどうか分かりませんが、そういうお子さんたち児童生徒に対しての支援を怠ることなく続けていていただきたいというふうに思っております。

次の、育休の方に入らせていただきます。もうそのままやらせてもらいます。これ、たしか産後パパとかいう制度ができて、それで少し、先ほど町長のご答弁にございましたように産後パパという制度ができて、取得率が少し良くなったということなんですが、育休を取られた人たちの仕事に対する支援ってどうか、そういうものはどういう支援をされておられますか。じゃ、質問が悪いのもう1回質問します、続けて。休めば仕事がたまるわけですね。そのたまった仕事に対しての周りからのサポートというのは、どういうサポートがございしますか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

育児休業を取得した職員、その所属課の職員の仕事の割り振りということだと思えますけれども、まずはその所属長が業務の分担の見直しを行うことと、それから、長期にわたる場合については育児休業の代替職員の任用を行うことなどで、その休業を取得した職員のサポートを行っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そういうサポートがないと育休も取りづらいついていうのは思います。いつもこういう時によく言うのは、役場がまず範を示さないと、それが他の企業には波及していかないんですね。だから、役場が取れたから他の企業が取れるかとそういうものではないんですけども、随時それをイニシアチブを取ってからしていくという形がいいんじゃないかなというふうに思います。これ新聞の切り抜きなんですけども、佐賀県、お隣の県なんですけども、逆転の発想で取得率アップを果たしたと。例えば、育児関連の休暇と年次休暇を組み合わせて計14日以上取得を促す制度を2021年の10月から作ったと。また取得しない所員の所属長ですね、部長、課長は、不取得理由、取らない、取得しない理由書を提出する必要があると。何で取らないのかと。取得を呼びかけたか、業務の割り振りを見直したかとか、こういう細かく書いているそうですよ、チェックリストみたいなのが。取るのがそういうことで当たり前になってくると。いう意識が変わって

るということがあるそうです。これですね、個人的な感じなんですけど、今からだんだん定年延長になってくるんですね、本町でも。その時によく言われることなんですけど、例えばドイツでは仕事が机にあると。人にないと。だからその机に座った人がその仕事をするんだよっと言うらしいです。日本はどっちかって言うとその人に仕事が付いて回るじゃないですか。それを止めて机に仕事を付けると。今まで、もちろん役職定年とかなんとかあるんで、その辺もうクリアできていると思うんですけど、やはりそういうふうに仕事を分担していくと。机に付けていけば育休も取りやすいし、他の人がどこに來てもその机にそういう仕事があれば、そういう仕事に励めると。ぜひこの辺り、今からそういうふうに定年延長でだんだん人が増えるってはないんでしょうけども、入れ替わりがあるので、ぜひその辺の改革も今からして行っていただきたいと思いますが、ご答弁いかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

仕事が人に付いてくるということ。よく考えればですね、その職員が業務のノウハウであったり深く追及することで専門性が高くなるという部分もあるんだと思うんですけども、それを他に共有しないとか、あるいはその職員が休んだ時に対応できないというデメリットも当然ございます。本町においても事務の効率化であったりとか、組織的に業務を遂行することを目的として特定事業主行動計画の中で、例えば定期的に業務分担を変更するなど相互の業務への理解を深めて、課内での応援体制を整備することであったりとか、定例、恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図って所属長が適宜確認することをなど、業務が人に付いて回らない、組織的に対応できるように努めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ぜひその取り組み、今後スピード感を持って進めて行っていただきたいと思います。長与町がそういう試みをしていくことで、他の自治体の評判とか見本になっていくと思うんで、ぜひやっていただきたいというふうに思います。本日はこれで終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時58分）